

令和7年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和7年6月23日（月）9時30分 宣告

会議録署名議員の追加氏名 5番 山 田 浩 太 議員

1. 出席議員

1番	松 山	貢	7番	齋 藤	則 子	12番	前 田	芳 樹
2番	村 上	一	8番	村 上	謙 武	13番	石 田	茂 春
4番	脇 田	千代志	9番	菊 地	政 文	14番	高 宮	陽 一
5番	山 田	浩 太	10番	西 尾	幸太郎			
6番	牧 野	牧 子	11番	安 部	大 助			

1. 欠席議員 3番 西 村 万里子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	水産振興室長	曾我部 一彦
副 町 長	大 庭 孝久	建設課長	岸 本 則和
教 育 長	野 津 浩一	都市計画課長	石 田 傑
会 計 管 理 者	齋 藤 和幸	環境課長	原 秀 人
総 務 課 長	宇 野 慎一	エネルギー対策室長	野 津 寿天
危機管理室長	柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長	茶 山 宏
地域振興課長	橋 本 博志	上下水道課長	村 上 和久
財 政 課 長	長 田 寿幸	布施支所長	坂 本 忠
施設管理課長	堀 川 秀樹	五箇支所長	石 橋 忠夫
税 務 課 長	池 本 繁樹	都万支所長	近 藤 勝志
町 民 課 長	和 田 美由貴	中出張所長	黒 川 直照
保健福祉課長	野 津 千秋	総務学校教育課長	金 井 和昭
住民福祉担当課長	広 江 和彦	社会教育課長	中 村 恒一
商工観光課長	藤 野 一	中央公民館長	木 瀬 高宏
農林水産課長	増 本 直行		

## 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長    田 中            挙                    事 務 局 長 補 佐    齋 賀 千 春

### 議事の経過

#### ○議長（安部大助）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告            9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日 程 第 1. 会議録署名議員の追加指名

「会議録署名議員の追加指名」を行います。

本日欠席の西村万里子議員は、今定例会の会議録署名議員であるため、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により、5 番：山田 浩太議員を追加指名いたします。

#### 日 程 第 2. 一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式となっています。

また、質問時間は答弁を含み 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行財政全般にわたり、執行機関に対し、疑問を質し、所信の表明を求めるものであります。

単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度内容等の説明を求めるものは控えていただき、併せて要望やお願い、お礼の言葉を述べることも慎んでいただきたいと思います。

また、再質問は簡明に行い、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、2 番：村上 一議員

#### ○2番（村上 一）

私は、日本共産党の公認候補者として、今回の町議選挙で二つのことを訴えました。一つは町民の皆様の声を町に届けるということ、もう一つは、その結果を必ず報告するというこ

とです。

日本共産党おき支部が2月から行った町民アンケートには3月31日現在で106名から回答があり、その結果は「選挙公報」や「法定ビラ」で紹介しました。その後も回答が寄せられ最終的には5月11日現在で122名から回答がありました。

アンケートの結果、町政に望むことの1番は「医療体制の充実」・2番は「買い物弱者対策」・3番は「汽船、飛行機、バスなど公共交通の整備」となっています。

また、町議会、町議に望むことの1番は「住民の声を議会に届けてほしい」・2番は「無駄づかいのチェック」・3番は「行政や議会の様子を知らせてほしい」でした。

記述式の要望もたくさんいただきましたし、選挙中に町民の皆様からたくさんの声をいただきました。私はこのアンケートの結果や直接町民の皆様から聞いた声に応えるために、特に緊急を要すると考える次の四点について質問します。

一点目は、「西郷港周辺まちづくり」についてです。

池田町長は今年3月に令和7年度隠岐の島町「施政方針」を発表しました。その中で、隠岐の島町の人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくことが喫緊の課題だと述べ、「三つの良かった」が響くまちの実現を目標に施策を実施することでこの課題を解決していくと表明しています。

そして、「三つの良かった」の二つ目「住んで良かった」の中で、西郷港周辺のまちづくりに言及して、今年度、海とまちをつなぐ「二つの通り」と、通り沿いに交流と商業機能でにぎわいを生む、「海の見える交流施設」の整備を進めていくと表明しています。

「西郷港周辺まちづくり計画」は、令和2年6月に策定した「西郷港玄関口まちづくり計画」や、令和4年4月に策定した「隠岐の島町立地適正化計画」に基づいてすすめられていると考えます。しかし、平成20年に策定した「隠岐の島町総合振興計画」と令和2年7月に策定した「第2次隠岐の島町総合振興計画」が「西郷港周辺まちづくり計画」の上位の計画だと考えられます。「第2次隠岐の島町総合振興計画」には6つの「基本目標（まちづくりの方向性）」が規定してあります。私は、この6つの基本目標はどれも大切だと考えます。特に大切なのは①の「ひとが輝くまち」の記述の最初にある「まちづくりの主役は隠岐の島町に暮らす全ての町民です。本町におけるまちづくりの究極の目標は、ここに暮らす町民一人ひとりが幸せを実感できる暮らしを実現することです」という部分と、⑥の「共に創るまち」の記述にある「町民と行政が情報を共有し、理解と信頼を深め、相互の連携や協力関係に基

づく協働のまちづくりをより一層強力に進める」という、この2つの部分ではないかと考えます。

私は今、ローソク島がある代地区に母と一緒に住んでおり、西郷港までは車で30分かかります。私を含む郡部に住んでいる町民が気になっているのは、ターミナルエリアの「二つの通り」と「海の見える交流施設」の計画ばかりが進み、それと他の都市計画区域や都万、五箇、中村、布施など郡部との関係や町民アンケートにあった買い物弱者対策との関係なども具体的に見えてこないことです。西郷港周辺の住民の方からは「西郷港周辺まちづくり計画」には反対だという声もいただいています。

そこで、町長には次の三つのことに対する所見をお聞きします。

一つ目、西郷港周辺のまちづくりと他の都市計画区域、郡部のまちづくりとの関係がわかる具体的な計画と予算についてです。

二つ目です、ターミナルエリアの「二つの通り」と「海の見える交流施設」の計画に対して反対や懸念を表明している住民の声を把握していますか、ということです。

そして、最後に三つ目、「海の見える交流施設」の設計コンペティション実施要領では、最優秀作品提案者と令和7年度予算確定後に随意契約するとありますが、住民の理解が不十分な状況であればいったん立ち止まり、計画の凍結、再検討することも必要ではないでしょうか。以上、お答えいただきたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の「西郷港周辺まちづくり」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「西郷港周辺まちづくりと他の都市計画区域、郡部のまちづくりとの関係」についてであります。本町では、持続可能なまちづくりを推進するため、令和4年4月に「隠岐の島町立地適正化計画」を策定し、都市計画区域内における居住や都市機能の強化を図る方針を示しました。

この中で、西郷港周辺の「エントランスエリア」と、役場周辺の「セントラルエリア」を、本町全体の「心肺機能」となるエリアとして設定しております。

ここでの人・もの・情報の活性化が、交通ネットワークを通じて本町全体へ波及することを目指しております。他方で、都万・五箇・中村・布施地区は、地域拠点として重要な役割を担っています。これらの地域の暮らしや活力を支えるには、骨格となる都市機能の強化と、それを結ぶ交通や物流の基盤整備が重要と考えております。なお、地域拠点を対象とした地

域振興事業につきましては、各支所及び出張所が主となり進めているところであります。

今後につきましても、地域ごとの課題や意見を丁寧に向いながら、まちづくり施策や予算配分に反映し、バランスある発展を目指し、まちづくりを進めてまいります。

次に二点目の、「港周辺整備事業の計画に対する地域住民の理解が得られているか」、そして三点目の「理解が不十分であれば、事業を凍結、再検討すべき」についてであります。西郷港周辺まちづくりは、平成30年度から住民参加の「まちづくり談義」を出発点に、2年間にわたる話し合いを経て計画を策定いたしました。その後も、町民の皆様と共に「まちづくりの仕様書」を作成し、エリアデザイン案の公開展示や、小中高校でのまちづくり授業を通じ、町民の皆様が開かれたプロセスを重ねてまいりました。

現在進行中の「海に見える交流館」の設計コンペティションにつきましても、全国公募・公開展示・公開ヒアリングを実施し、町民の皆様幅広く参加いただいております。また、地権者の皆様とは「地権者会」を通じて情報共有と意見交換を行ってまいりました。

西郷港周辺まちづくりで計画するプロジェクトには、一部の町民の方から不安や懸念の声があることも十分承知しております。しかしながら、住民参加型で進めてきた経過を踏まえ、このまちづくりが「海とまちをつなぎ、世代をつなぐ」ことを理念とし、多くの町民の皆様の共感を得てきたものと受け止めております。

西郷港周辺まちづくりは、「できることから柔軟に進めること」を基本姿勢としており、社会情勢や町民の声の変化にも対応できるよう努めてまいります。今後もワークショップやシンポジウムなど、対話と共創の場を継続して進めてまいります。

なお、「海に見える交流館」は1階に飲食を中心とした商業機能を備え、地域のにぎわい創出を図るとともに、2階には福祉事業者と連携し、誰もが利用できる空間を設ける計画です。まちづくり授業に参加してきた子どもたちが、自ら関わった施設の完成を心待ちにしている姿は、この事業が未来への投資でもあることを象徴しています。

引き続き町民の皆様と共に、開かれたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○2番（村 上 ー）

今の町長の答弁に対する再質問を行います。

三つほどあります。

一つは、一番目に質問した中に、具体的な計画と予算についてお聞かせくださいというこ

とを伝えておりました。

予算についてですね、特に今回、今年度からもう始めようとしている「二つの通り」と、「海の見える交流施設」、これはもう設計の予算とかもついていると思うんですけども、この「二つの通り」と、「海の見える交流施設」が完成するまでの予算は総額、幾らかかるのかということなんです。

もう一つは、昨日、「シンポジウム」が、ここの役場の町民ホールでありまして、1時半から5時までの3時間半にわたって説明を受け、討論、質疑応答とかあって、非常にいいシンポジウムだったと思います。

先ほど私が、町民の理解が得られていなかったら、「一旦立ち止まる」と言うことも話をしましたけども、昨日の質問の中にも、町の中からはいろいろ懸念の声が上がっているという声だとか、それから、町の説明が不十分ではないかという指摘もあったと思います。

私は、この見える化っていうか、町民の皆様、今どういう風に進んでいるかということを知らせることが、本当に大切ではないかと、理解を得るためにはですね、思います。

ですから、昨日、実は都市計画課長の回答にもありましたけども、いろんな方法でお知らせしていきたいということもありましたので、どういう風に、町民の皆様へ知らせていくのかということもお聞かせ願いたいと思います。

三つ目ですけども、昨日の質問の中にもありましたけども、その知らせる方法としてホームページとかチラシを配ったりということの他に、出向いて行って、話を聞いたりということも大事ではないかということがありました。出向いて行って説明するということが今後必要ではないかと思いますので、その辺のこともお聞かせ願いたいと思います。

また、その見える化が大事というところ、昨日私も出た感想なんですけども、分かりにくい言葉がたくさんありまして、特に「PFI」、今この事業を進めるにあたってPFIという方式を導入してやっていますという説明がありました。PFIってなんだろうかって、最後までその場で分からなくて後からいろんな方に聞いたり、ホームページで調べたりしましたけども、民間の力を導入して、公共施設を作ったり運営したりするということだということが分かりましたけど。今、町長の答弁の中にもありました、できることから柔軟にという風な言葉もありましたが、今不安に思っているのは、全体がどういう風になっていくのかというのが分からない。町民に。

昨日の会に出てもそうですけども、実際に入る地元の業者と設計者がお互いに相談しながら

ら、今どういう建物、中にするのかということ相談している状況だということが初めて分かりました。ですから、本来であれば、もっときちっとした形があって、こういう風にやりますよと町民にお知らせして、そこに向かって進んでいくものが、今回の取り組みは走りながら形を作っていくという形なのかなと思って、だから分かりにくいのかなという風に思いました。

その辺はもっともっと丁寧に町民に知らせるべきではないかなと思ったので、以上の点について再答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○議長（安部大助）

村上 一議員に申し上げます。

一番目の再質問に関しましては、事業の予算、計画等事業に関する説明を求めるものですので、本来であれば答弁は差し控えたいと思いますけれども、もし課長の方から、その辺のことが発言できるなら、課長の方によりしくお願いしたいと思います。

#### ○番外（都市計画課長 石田 傑）

詳細なことですので、都市計画課の方から回答の方はいたしたいと思います。

はっきりとまだ予算はですね、今後の整備することもありますので確定したものではございませんけれども、調査、測量設計、そして用地、補償費それから来年度建設工事をするわけですが、それらを含めて6億4,000万円の予定を今しているところです。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

村上 一議員の再質問、二点目、三点目の見える化という情報提供について、二点、三点同じような内容ですので一括して、まずひとつ、昨日の「シンポジウム」でもありましたように、我が町が発信する情報は不足しているというご指摘については真摯に受けとめ、今後改善していきたいと思っておりますが、今までにこの事業につきましては、議会でも十分に説明してきておりますし、各戸配布のチラシも配布させていただいております。

また、広報、ホームページ等でも、全体像につきましては一番最初に5年間かけてやったものを説明してきたつもりです。今、「全体が分からんわ」と言われても、また一から説明はしますが、この場ではできませんが、ずっと5年間お知らせしてきたという自負しております。

今後も、広報、ホームページ、先ほど申し上げました、全体像の説明が必要であれば、「出前町長室」もありますので出掛けます。

また、今年度から携帯で誰でも参加できる「隠岐びとチャンネル」という物もできましたので、そこでもお知らせしますし、今の「交流館」につきましては、町の中に大型のテレビとありますか、そういったものを設置しますのでそこでお知らせしますし、できれば看板に完成図等も掲げて、皆さんにこういうものができるよということはお知らせしていきます。

最初に申し上げましたが、情報提供が不十分であるというご指摘は真摯に受けとめ、今後改善してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## 〇2番（村 上 一）

それでは今の答弁について、再々質問をしたいと思います。

昨日のシンポジウムの発言も受けて、今、情報提供については町長の方から考えていくということでしたので、ぜひ考えていただきたいと思います。

その上で、そうですね。ホームページとか、今、デジタルが進んでおりますけども、特にお年寄りの方はじめ、パソコンが使えない人にはやっぱり紙ベースでの物が必要だと思うんですね。

それで、私も今回このまちづくりのことを調べる上で、役場のホームページにいっぱい入って行って調べたんですけども、あちこちにたくさんいろんな資料があって、見つけるのが本当大変でした。で、やはり昨日の話でも出たように、紙で皆さんに町報なり何なり、その中に織り込んで知らせるということが大事じゃないかなという風に思います。

この隠岐の島町の町報を、町長の「施政方針」が出たときの町報も見ましたが、それに、西郷港周辺のまちの絵が少し載っておりましたけど、「二つの通り」と、こういう建物ができるという小さい地図はありましたけど、実際あそこがどうなるのかというものが、やっぱり見える化っていうことが大事じゃないかなと思っていて、昨日の説明でも、実は「大社分院通り」はなくなりましたっていう説明があったんですけど、そのことを果たして、町民がどれだけ知っているだろうかということもあります。

その「二つの通り」っていうことで進めていたことがもう変わっている。そういうのを「チラシ」なり、何なりで皆さんに知らせるということが大事ではないかなという風に思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

これはいいです。次の質問にいきたいと思います。

二番目の質問です。「小中学校の統廃合」についてです。

令和7年3月に「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」から検討結果の報

告書が提出されました。そこには、検討結果として、1. 適正規模として1学級小学校は20人以上、中学校は25人以上が望ましいということ、2. 適正な配置として小学校も中学校も学校の数2校とし、小学校は令和13年度を目途に西郷小学校と島の中心部に新設校を造る、中学校は令和11年度までに西郷中学校と西郷南中学校とするというものでした。このことが「山陰中央新報」で報道されると大反響になりました。

私は、小学校は下西小学校で、一年生の時は同級生が11人でした。二年生になると三年生と複式学級になり、三年生でまた単式に戻ったように記憶しています。中学校は布施中学校でしたが、3年間9人のクラスでした。高校は松江の大規模校に進学しましたので、小規模校の良さも大規模校の良さも体験しています。ですから、この最低でも20人とか25人という検討結果には少し違和感を覚えました。

平成28年3月に出された「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」の答申には、適正規模については小学校・中学校とも1学年1学級以上が望ましく、1学級あたりの児童生徒数は小中学校ともに10人前後が望ましいとあり、適正配置については現在の学校数を維持し、今後、適正規模を下回る小中学校が数校発生することが予想されるので、地域性・地理的条件を考慮し、次回の計画で検討するとあります。そして5年後の令和3年12月に出された「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」の答申では、中条小、有木小の統合については現時点では必要ない、西郷南中の同一校区にある4小学校の統合は無理が多く現実的ではない、北小学校の他校への統合は地域の意見を聴きながら早急に検討していくことが望ましい、都万小中学校と五箇小中学校の小中一貫校の検討は将来的な目標とするとされていました。

その時期からさらに5年が経ち、今回の「検討委員会」の報告だとは思いますが、1学級の適正規模が小中学校共に10人程度だったものが、なぜ小学校20人、中学校25人以上になったのか「議事録」も読みましたが、私には理解できませんでした。教育学的にどうなのか、日本全国、世界的にも最低何人以上は必要という基準があるかどうか調べてみましたが、少人数学級の方が教育効果は高いというデータはありますが、最低何人以上は必要というデータはありませんでした。今まで、地域の方と一緒に「ふるさと教育」を実践してきた地域の小規模校の取り組みの効果は大きなものがあると私は考えます。そこで、教育長に次の三点について所見をお聞きします。

子どもたちの健やかな成長と、郡部（五箇、都万、布施、中村地区）の発展は両立するも

のと考えますが如何でしょうか。

二つ目、過去2回の答申書は教育長の「諮問」を受けて「答申」という形で発表されています。今回は教育長から、「今後の町立小中学校のあり方について検討するよう依頼」を受けて「検討結果報告」という形で発表がありました。この違いをどのように捉えていますか。お答えください。

三つ目です、過去2回の答申にある1学級10人程度という適正規模を教育委員会として変更するのか、小中一貫校の検討はもうしないのか、また今後の町立小中学校のあり方について、子ども、保護者、地域の方、教育関係者へのアンケート調査などは実施しないのでしょうか。以上、お答えください。

### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、村上 一議員の「小中学校の統廃合」についてのご質問にお答えします。

まず、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会の皆様には、昨年6月から本年3月までの間、9回にわたり貴重な時間を頂戴し、真摯に議論を重ねていただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

そのうえで一点目の、「子どもたちの健やかな成長と、郡部の発展との両立」についてであります。確かに学校が地域にあることで、子どもたちと地域住民が触れ合う機会を設けやすく、地域の活力維持に繋がるものと考えております。

一方、更なる少子化と人口減少が予測される中、本町の未来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境とは何かを、本町全体の問題として検討していくことが必要であると考えております。

次に、二点目の「検討委員会の報告のとらえ方」についてであります。今回は、「諮問」に対しての「答申」という形ではございません。しかしながら、形は違えども同様に重たいものと受け止めております。今後、報告書を尊重しつつ、様々な影響等について検討協議を行い、次期の計画を策定したいと考えております。

次に、三点目の「適正規模の変更と小中一貫校の検討、及びアンケート調査の実施」についてであります。現計画におきましては1学年あたりの学級数は小中学校ともに1学年1学級以上、1学級あたりの児童生徒数は少なくとも概ね10人以上としております。この考えを否定するわけではございませんが、この度の検討委員会で議論された結果を踏まえ、次期計画の策定にあたりたいと考えております。

また、小中一貫校の検討につきましては、平成28年3月3日にありました「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」からの答申では、持続可能な学校・小中一貫教育の勧めとして、先行事例の成果を踏まえた研究と検討が求められました。その後、計画策定から5年が経過した中間年の令和3年12月20日にありました検討委員会からの「答申」では、現計画の策定当時から各学校の状況が大きく変わってきていることから、現在行っている小中学校の連携をより一層充実させることを求められたところでもあります。

なお、アンケート調査の実施につきましては、保護者や住民の皆様、学校現場等の意見を伺う予定にしております。より多くの皆様から意見をいただけるよう、その方法を検討し実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 〇2番（村上一）

今の教育長の答弁について、再質問を行います。

私も、検討委員会の報告は尊重すべきだという風に思います。「議事録」を全部読みましたけども、本当にいろんな意見を言っておられて、特にその中で、小規模校のデメリットということが言われておりました。人数が少ないと、こういうデメリットがあるのではないかとということが出ておりました。

私も小規模校を経験しておりますので、分からなくはありませんが、この小規模校だからもう基準を決めて、それよりも小さくなったら合併しようという、そういうのはどちらかというと、学校減らすためのその理由に使われるという傾向があると思います。

というのはですね、今、私は五箇地区に住んでますので、しかも代地区に住んでますから代にも本当に子どもたち少ないですけど、五箇小学校に通っています。そのお母さんにも話を聞く機会がありましたけども、もし五箇小学校が無くなって西郷の方に通わなきゃいけないになったらどうなるかということで、もちろん通うのは大変なんですけども。将来、西郷町に今、子育て世代が住んでいて、将来、自分の家に子どもと一緒に戻ろうと、子どもが大きくなって学校に行くようになったら戻ろうと思っている若い人たちもいる。

本土にいるその人たちが、隠岐に戻って自分の故郷で子育てをしたい。特に田舎で自然豊かな中で育てるというのを、非常にIターンの人たち、若い人たちも求めているということがあると思うんですね。そういう時に、どんどん人口が減っていくから、もう学校をまとめてしまうっていうやり方をすると、それをストップさせてしまうということになります。ですから、これは教育長だけの考えではどうしようもない問題、町全体の問題ではあると思

うんですけども、そういうことに「学校の統廃合」はなってしまうということも踏まえて、小規模校であっても、今、検討委員会で出てきたデメリットを克服する方法があるんだということを議員の中でも今話し合っているところで、全国的にはたくさんそういう先進的なことをやっているところもあると。小規模校を残しつつ、そのデメリットを解消する方法があると思います。

ですから、何年か前にでたその10人程度が望ましいという「答申」と、今回のでた委員会での20人、25人程度っていう、小規模校のデメリットを考えた上で、子どもたちにとってやっぱりこれくらいは必要じゃないかということは尊重しながらも、隠岐の島町としてどうするとしてどうするかということを是非、検討していただきたいなという風に思います。如何でしょうか。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

再質問にお答えしますが、小規模校のメリット・デメリット、ある程度大きいクラスのメリット・デメリットそれぞれあるというのは十分わかっております。それも、委員会の中で議論をされております。

私も小さい学校も経験し、大きい学校も経験した者ですけど。今と前の時代が、いろんな変化もあり、それから想像以上の、今少子化を迎えております。

そういったことを危惧した結果が、今回の委員会の報告だったという風に受けとめておりますので、少子化について、これはまた私が意見を申し上げるところではないかもしれませんが、こういった中で子どもたちの環境の整備が、一番何が良いのかというところでの議論でございますので、地域の活性化等も含めた議論は改めてするところでございますが、それと学校問題をどう議論の中で一緒にできるかというところは、今度、町長部局との話も含めて出てきますので、これからの検討課題として進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○2番（ 村 上 一 ）

是非、検討よろしくお願ひします。

では、三番目の問題にいきたいと思ひます。

隠岐広域連合議会でも質問しましたが、先日隠岐汽船の船員不足から減便せざるを得ないとの発表があり、島民から不安の声が多数寄せられています。

隠岐の島町として、「隠岐汽船の減便問題」について何かできないでしょうか。

私は第一義的には隠岐汽船が企業努力をすべきと考えますが、有人国境離島航路である隠岐航路については、国・県・広域連合・町村の援助が必要だと考えます。

次の四点について、町長の所見をお聞きします。

一、隠岐汽船の船員不足は以前から心配されていたと思いますが、ここまで深刻になった原因について、町長はどのように考えていますか。

二、隠岐航路は陸上で言えば国道に該当し、国が責任を持って整備すべきであると考えます。したがって一企業の努力だけでは、どうしようもない場合は、国や県に対して強力な支援要請、財政的な面での支援をすべきではないでしょうか。

三、隠岐水産高校進学者に対する奨学金制度の設置等ができないでしょうか。看護師不足の時のような。

四、隠岐汽船と広域連合との緊急対策会議を設置すべきではないでしょうか。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の「隠岐汽船の減便問題」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「隠岐汽船の人手不足の状況をどのようにとらえているのか」についてであります。船員不足が深刻化した大きな要因につきまして、隠岐汽船及び隠岐広域連合に確認いたしましたところ、令和3年度以降、入社数を退職者数が上回る状況が続いており、退職を補うための船員募集を幅広く行ってはいるものの、解決には至っていないのが現状とのことであります。また、想定外の多数の退職希望者が現れたことも大きな要因であると考えております。

船員不足による隠岐航路のフェリー及び超高速船の運航ダイヤ見直しは、町民及び利用者の皆様にとって大きな問題であると認識しており、行政といたしましても、引き続き改善に向け、隠岐4か町村協力のもと支援してまいりたいと考えております。

次に、二点目の「国や県に対しての支援要請」についてであります。行政報告でも申し上げましたとおり、本年6月2日、本町におきまして「令和7年度全国離島振興協議会通常総会」が開催されました。その中での通常決議に併せ、全ての離島航路を「海の国道」として位置づけ、船員不足解消のための支援を盛り込んだ「離島交通政策の抜本拡充に関する特別決議」が提案され、全会一致で決議されました。また、島根県に対しましては、これまでも超高速船の導入や、この度のフェリー「しらしま」後継船建造にかかる費用について多くの支援をいただいているところでありますが、本年8月、県知事に対し、船員不足解消に

向けた支援を要請することとしております。

離島航路における船員不足は、今や全国的な課題となっており、引き続き他の離島自治体との連携を図り、国及び県に対し要望を行ってまいります。

次に、三点目の「隠岐水産高校進学者に対する奨学金の創設」についてであります。奨学金制度につきましては、現在、隠岐汽船と隠岐広域連合がその創設に向け、対象者、奨学金の額、また財源につきまして協議を行っております。

また、奨学金制度創設の他、より即効性のある取り組みにつきましても検討を行っているところであります。

次に、四点目の「隠岐汽船と広域連合との緊急対策会議の設置」についてであります。議員ご指摘の緊急対策会議につきましては、すでに「隠岐航路振興協議会」が設置されており、隠岐航路の船員不足に関する対策の他、フェリー「しらしま」の後継船建造など、隠岐航路が抱える様々な課題について協議がなされております。構成員は、隠岐4か町村の町村長をはじめ、議会議長、島根県からは地域振興部長及び隠岐支庁長、隠岐地域選出の県議会議員及び隠岐汽船社長となっております。また、協議会の下には幹事会も設置され、より実務的な協議も行われておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○2番（村上一）

今の町長の答弁について、再質問を行います。

概ね前向きに取り組むという回答だったと思います。

一点だけ、三点目のところの最後の四点目のところでちょっと触れていただきましたが、隠岐水産高校への奨学金制度の他、より即効性のある取り組みという答弁もありました。本当これが大事だと思うんですね。隠岐水産高校への奨学金というのは3年後とか、専攻科まで行けば5年後の話になってくるので、是非やっていただきたいんですけども、本当に今、船員不足これをどうするかということが大事で、そのためには今度7月に、先ほど町長言われました「隠岐航路振興協議会」、町長始め、社長などが集まる会議が7月に行われるという話を聞きましたけども、是非そこで検討していただきたいんですけど、現場の船員だとか、いろいろ担当者と本当にどうしたらいいかっていうのを話し合う場が必要じゃないかなということでした。

それは、町長の何故こういうことになったのかという説明の中にありましたけども、想定外の大量退職というようなかたちで隠岐汽船は説明してるかもしれませんが、やはりここは

隠岐汽船自体に何か問題があったのではないかと。それをどうするかという緊急性が多分あるのではないかと思います。

ですから全国的な船員不足の問題だけにせずに、その企業として、もっとこういうことをすべきじゃないかということ言うべきではないかと思うんですね。

今度、6月29日に隠岐汽船の「株主総会」があり、私も父親から引き継いだ株が6株ほどあるので出る予定にしておりますけども、隠岐の島町は最大の株主ですので、株主としてその一企業ではありますが、隠岐汽船に対して物を言うということも必要ではないかなという風に思います。ですから、是非7月の「隠岐航路振興協議会」で具体的な検討をしていただきたいということと、「株主総会」に出て隠岐の島町として意見を言って欲しいということについて、答弁を求めたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

村上 一議員の再質問、即効性のある取り組みについて、今7月に開催される「振興協議会」で協議をしていただきたい。また、「隠岐汽船総会」において、発言等を求めるということでございます。

まず一点目の即効性のある取り組みについて、現在、今幹事会、各町村の副町長を中心に具体的な検討をしています。内容についてはまだはっきりしたものがございませんが、その報告が出た後に「協議会」の中で協議をしたいと思っています。

「総会」についての大株主としての町としての発言をということですが、隠岐4か町村で町村長話し合いしております、代表して私じゃないですが、島前の町長が発言するというのを協議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○2番（村上 一）

是非よろしくお願いします。

最後に、四点目は「今回の町議選挙の投票率低下」について質問したいと思います。

今回の「隠岐の島町議選挙」は投票率が66.88%で、前回4年前の76.90%と比べて10.02ポイントも下回っていました。選挙は議会制民主主義の一番大事な制度であり、投票率の低下は深刻に捉えなければならないと考えます。選挙期間中に街頭演説をした地域の住民の方複数から選挙についての要望を聞きました。

選挙制度について次の点について町長の所見をお聞きします。

一、投票所を4年前の46箇所から16箇所にしたことが投票率低下の大きな原因であると

考えられるので、戻すことを検討してはどうでしょうか。

二、投票所からの距離が概ね3km以上となった9地区については現在、「臨時期日前投票所」を開設していますが、増やすことはできませんか。選挙中に犬来地区、西田地区、代地区、中町地区の方からそのような要望を聞きました。

三、投票日の「開票速報」の町内放送が11時過ぎの最終のみであったことに戸惑いの声がありました。ホームページでの途中経過発表はあったようですが、ホームページが見られない方もたくさんいます。以前のように途中経過も放送で流すようにしては如何でしょうか。

以上、お聞きします。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上 一議員の「今回の隠岐の島町議会議員一般選挙の投票率の低下」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「投票所の数」についてであります。本町における近年の選挙執行におきましては、「各投票区の選挙人名簿登録者の偏り」、「投票所における駐車場の確保やバリアフリーへの対応」、「感染症対策でのスペース不足」、「期日前投票者数の増加に伴う、投票日当日の投票者数の減少」、「46投票所運営のための人員確保、及び選挙当日の危機管理体制の確保」など、県内他市町村と比較し、多くの投票所を運営していたことによる課題を抱えておりました。このことから、有権者の皆様にとりまして、適正な投票所の運営を行いますとともに、持続可能な選挙執行体制を構築するため、令和5年度より投票所数を大幅に減らすこととしたところであります。

以上のことから、現時点におきましては、選挙当日の投票所数は、現状を維持してまいりたいと考えております。

しかしながら、私も、そして選挙管理委員会におきましても、投票率の低下につきましては注視しているところであります。本年7月の「参議院議員通常選挙」の執行をもちまして、投票所を少なくしてから国政、県政、町政におけるすべての選挙が一通り実施されることとなります。令和7年度に執行いたします2つの選挙の投票率も見極め、投票所を少なくしたことによる影響調査を実施したいと考えております。

次に、二点目の「臨時期日前投票所の増設」についてであります。臨時期日前投票所の設置につきましては、令和5年度の選挙執行体制の変更にあわせ、有権者の皆様の負担軽減を図るために導入した制度の一つであります。現在は、国の基準を参考に、旧投票所から新

たな投票所までの距離が3 km以上となった地区に、「臨時期日前投票所」を設置しております。

先ほどご説明いたしました、今後実施する影響調査におきまして、「臨時期日前投票所」の設置基準が、投票率の低下に影響していると判断されれば、「臨時期日前投票所」の増設につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、三点目の「開票速報の町内放送」についてであります。本町の防災行政無線放送基準では、緊急又は重要な場合を除き、放送時間を午前6時から午後9時までと定めております。選挙結果につきましては、本基準に照らし合わせ、令和3年度に執行いたしました「隠岐の島町議会議員一般選挙」と同様に、最終の選挙結果のみを放送したところであります。

議員ご提案の、開票速報の途中経過の町内放送につきましては、迅速かつ正確な開票作業を第一としながらも、今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○2番（村上一）

今の答弁について、再質問します。

もう残りが7分となっておりますので、是非、今年の結果を「参議院議員選挙」の結果を受けて検討されるということですので、選挙管理委員会と一緒に検討していただきたいという風に思います。

その中で、特に浜田地区でやっている「移動投票所」というのも、ニュースでよく聞いております。何か小さいバスみたいなもので移動して行って、投票が困難なところを投票してもらうというようなこともありますし、是非、検討した上でいろんな方法を取り入れてもらいたいという風に思います。

それから、最後の「町内放送」の件ですけれども、答弁では令和3年度の前回の「町議選」からやったということですが、前回の選挙の時に付けていた町内の方から、ちゃんと途中経過があったのに今回変わったという指摘を受けました。私も確認したら、令和3年度ではなくて去年の「町長選挙」の時から変わったという風な説明をちょっと聞いたような気がするんですけども。そこはちょっと確認したいということと、前回の本当に「町議選」の時から今回のように、最終しか放送しなかったのかどうかということですね。

もしそうするのであれば、事前に町民に「今までは途中経過、何時、何時やってたんですけども、今回最終だけですよ」というようなことを、アナウンスしていただけたら、今回、前回一生懸命付けていた方から、今回、全然放送がないということで選挙が終わってから言わ

れたものですから、もし、そういう風にやり方を変えるのであれば、事前に「こうしますよ」ということを伝えてもらおうと、遅くまで起きて待ってたというようなことがなくなるかなと思います。後5分ですので、以上、答弁をお願いします。

**○番外（ 総務課長 宇野 慎一 ）**

まず、検討結果によりまして投票率が上がる仕組みにつきましては、他市町村の事例も参考にはしたいと思っております。

ただ、うち特別な要因なのか、全国の傾向によるものなのか、その辺も見極めながら検討を進めていきたいと考えております。

二点目の、前回の「町議選」の時の途中経過ということですが、ちょっと私どもが確認したところ、前回令和3年に途中経過をした物が手元に残ってなかったもので、今回このようなお話をさせていただきました。今回14名の選挙でございまして、立候補する方が18名という多いこともございます。決して間違っははいけない。絶対に間違っははいけない放送だということもございまして、なかなかそこに人手が割けなかったということで今回、省略をさせていただいたことはご了承いただきたいと思っております。

なおご指摘をいただきました事前に周知するというにつきましては、大切なことだと思っておりますので、次期選挙に向けまして改めて検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**○2番（ 村上 一 ）**

終わります。

**○議長（ 安部 大助 ）**

以上で、村上 一議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時40分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

**○議長（ 安部 大助 ）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、12番：前田 芳樹議員

**○12番（ 前田 芳樹 ）**

本町の「2050年脱炭素化ロードマップの実行性」についてです。

隠岐の島町は、令和5年4月に「2050年ゼロカーボンシティ宣言」をし、2030年には温室効果ガス排出の50%を削減、2050年にはゼロにすることを旨とする「地球温暖化対策実行計画ロードマップ」の策定と公表をしています。その進捗状況の点検と評価を行うために「隠岐の島町脱炭素推進戦略会議」を組織し、戦略とまで称しまして計画の実行性を高めて行くとしています。

世界は、電力や水素ガスなどのクリーンなエネルギー源を求める革命期にあります。各地で次第に具現化しています。ドイツでは原子力発電所さえも全廃して風力発電に向っています。欧州をはじめ世界各国が再生可能性エネルギー源への転換に先を競っている状況であります。

地球温暖化対策は一刻の猶予も許されない事態にあると思います。地球環境変動によりまして大規模な災害や弊害の報道は枚挙にいとまがありません。どれもこれも化石燃料を燃やし続け、温室効果ガスを排出し続けてきたことによる地球温暖化の結末なのです。

隠岐の島町も例外ではありませんで、地球温暖化に起因する弊害が多く発生しております。高温障害の白化米が増えて、コシヒカリの栽培が近い将来にはできなくなると思われまます。夏の海水温の上昇で、サザエやアワビの餌となる膨大な量のアラメが枯れて無くなっているところがあります。過去に見たことも無かった南方の魚が獲れるようになったり、マイカがまったく獲れなくなったり、異常な集中豪雨の頻度も増えております。山林の松の7割方が枯れてしまいましたが、過去には無かったことが次々と発生しています。最早、異常気象は地球のどこかの話しではありません。

しかるに、隠岐の島町も「地球温暖化対策実行計画ロードマップ」を着実に達成して、2050年には再生可能性エネルギー源への全面転換を実現しなければなりません。全体的にはロードマップの実行が遅れ、そして成果が不足しているのではないのでしょうか。また、ペレット発電の開始とか、太陽光発電設備の設置・小規模水力発電所の維持継続は外部提携による成果ではありますが、このような比較的小規模な案件のみで本町の「2050年脱炭素化」が実現できるのでしょうか。2030年に50%削減という目標が早速無理になっていると推測します。膨大な電力需要を賄えるほどの再生可能性エネルギー源を獲得できるような大規模な事業を展開しなければロードマップ通りの実行と達成は困難ではないのでしょうか。

町長のご見解を伺います。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「本町の2050年脱炭素化ロードマップの実行性」についてのご質問にお答えします。

本町では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、令和5年度に策定いたしました「地球温暖化対策実行計画」におきまして、先ずは2030年までに、基準年に対しCO<sub>2</sub>排出量を50%削減する目標を掲げており、その達成に向け、現在全庁を挙げて取り組んでおります。

しかしながら、新たな成長戦略として「地域脱炭素社会」を実現するためには、自治体だけで推進することは難しい側面がございます。現在、隠岐グリーンパワー合同会社が実施する木質バイオマス発電事業への支援とともに、先日、株式会社山陰合同銀行と協定を締結しました「再生可能エネルギーの活用促進に関する連携協定」に基づき、公共施設への太陽光発電PPA事業の導入についても検討を行っております。

また、離島における再生可能エネルギー導入に係る課題解決につきましても国と協議しており、今後も限られた予算の中で、順次スピード感を持って脱炭素事業に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○12番（前田 芳樹）

ほんの少しだけ再質問をいたします。

2030年、50%削減は無理ですと、小規模事業だけではとてもゼロカーボンは達成できそうにありません。洋上風力発電事業のような大規模事業に取り組まなければ、とても達成できませんと、あっさり認めたほうが気が楽になるのではないかと思います。

離島におきましてですね、再生可能性エネルギー導入に関わる課題解決について、国と協議をしているそうですが、町民にですね、逐次この状況をですね、具体的に示すべきではないでしょうか。ほんの一言、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

前田議員の再質問の2030年の50%削減は無理じゃないか、どう考えているかというようなご質問だと思います。

まず、認識としておっしゃるとおり、難しい部分はあるかということは十分認識しております。まずは、今、順次行っております取り組み、そして国への協議を行っております計画をしっかりと実現するよう順次取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

## ○12番（前田芳樹）

それでは次へ進みます。二点目です、「浮体式洋上風力発電事業の海上の風と波の調査ブイ設置に関する行政主導について」でございます。

私は令和5年9月、令和6年6月、令和6年9月と過去3回、行政主導で浮体式洋上風力発電事業に取り組むべきではないかと提案質問をしまいましたが、最近、この事業にまつわる社会状況の変化もあり、ジリ貧な隠岐の島町の将来が案じられますので、さらに提案質問をいたします。

政府は2050年には完全に「脱炭素社会」に移行するとして再生可能性エネルギー源開発の最大の柱に「洋上風力発電事業」を設定して大きく奨励をしてきました。

ここへ来まして、政府はさらに一段と洋上風力発電事業の推進にてこ入れをして、全国的に離島や過疎地域の自治体から過疎対策の起死回生策としても電力事業者のもとへ寄せられる洋上風力発電事業誘致の依頼が増加しているといえます。「どうやって2050年までに地域の脱炭素化を達成するのか」、「どうやって過疎や消滅可能性自治体から抜け出して行くのか」と何処の自治体も思いあぐねた結果、課題解決が出来て起死回生策と成る洋上風力発電事業を事業者に依頼する誘致案件が増えているそうです。事業者は人員に限りもあることで、あちこちから寄せられる依頼案件の増加に困惑している状況でもあるそうです。

その点、隠岐の島町では既に事業者の方から来てくれて「事業計画」も提示されており、企業誘致の苦勞もいらず、願ったり叶ったりではないでしょうか。先進地の自治体も、これから取り組む自治体も行政主導で事業誘致と周辺整理をしているのに比較して、隠岐の島町は「社会的コンセンサスが形成できてから検討する」などと悠長で無責任なことを言っていたのでは将来に禍根を残しかねません。「再生可能性エネルギー海域利用法」に基づく県知事の施設設置許可を得ることは行政の果たすべき役割そのものだと私は思います。脱炭素化を達成しつつ電力や水素ガス製造のための潤沢なクリーンエネルギー源を島の中で獲得できる方法が他に何かあるのでしょうか。事業者の提案詳細をよく聞きながら事業にまつわる漁業補償などの周辺の交通整理をして、県知事の設置許可を得るために県知事の膝元へ町長が何度も通ってはどうかと思います。

また、社会的コンセンサスを形成するには行政が地域住民に説明と問いかけをするべきではないでしょうか。2050年までにという期限があることであって、隠岐の島町は今どうしなければならないのかを今考えなければならないと思います。次世代の者達に大きな課題を背

負わせてはならないと思うところです。今取り組まなければ間に合わなくなってしまいます。事業者に殺到する他の自治体の後塵を拝するようなことにならないように、行政も果たすべき役割を果たして取り組むべきと私は思います。

計画海域の現況について触れておきたいと存じます。

計画海域とされていますのは、島の西側の油井から五箇地区の北西方向5海里(9.26km)それより遠い沖合でありまして、8海里(14.82km)前後を起点にして、島から離れていく遠い海域であるといえます。私は60年以上前からこの海域の水平線と海を眺めてきましたけども、この海域では、日中は貨物船が数日に1回程度通るだけ、夜間は春と秋に巻き網の集魚灯がこの海域の左側の島前寄りに時たま見える程度でして、それも漁船の航跡図からして巻き網漁船は3海里前後から5海里までで操業をしているようです。この海域の5海里以上で8海里よりも遠い所で操業をしている巻き網漁船はほとんどいないことは船舶の航跡図を見ればよく分かります。巻き網の漁場が失われるからという話しにはまったく根拠が乏しいのです。他県のまき網船はこの海域にはまったく来ておりません。まき網船は潮表となります南西海域や島根半島から浜田にかけての、本土の沿岸線沿いでの操業が多いようでもあります。

3海里以上で夜間操業をする沿岸漁業者がほとんどいなくなった今ではですね、まき網船の漁場は他の海域でたくさんあるのです。かつて、夜間の水平線に一定間隔で並んでいたマイカ釣りの漁り火は全く無くなりました。山口県から来る「なめたフグ」という延縄漁がありますけども、この許可海域だが今では全く来ておりません。かつてはシイラ漬け漁の権利の線が放射線状に何本も伸びていたが今ではありません。本土からの沖合い底引き船は大型も小型もこの海域には来ておりません。そもそも沖合い底引き船の漁場は隠岐諸島の南西・南・南東・東側であって今回の海域は漁場とはなっておりません。この海域ではカニ籠漁は行われていませんし、バイ籠漁の漁場はもっと北側で白島崎から北西に延びる大陸棚の水深400m以上のずっと遠い海域にあります。沿岸の一本釣り漁は3海里までの近い所で操業しておりまして、まったく影響はありません。つまり、この計画海域は操業する漁船は皆無で漁業者に特段大きな不利益を与えることの無い漁業空白海域なのであります。

沿岸漁業者たちは漁礁効果も大きいから3海里付近のできるだけ近くに、早くこの事業を実施して欲しいと当初から声を挙げて、地域の区長会が音頭を取って署名活動をして、既に500人からの署名が集まっているという状況でもあります。

大峰山の風車1基の風力データを参考にして推測しますと、計画海域の海上の風力は非常に有望だそうです。一刻も早く事業の手始めとなる、海上の風と波の調査ブイの設置をやらせて欲しいと電力事業者は切望しているわけであります。

昨年の7月に私は、先進地視察で長崎県五島列島福江島、行政主導で事業を実施しているところでしたが、当時3本目を立てようとしておりました。しかし、もう8本の設置を完了をして近く稼働を始めるとのことです。電力を発電をする段階だそうです。

浮体式洋上風力発電の基礎部分100メートルは、<sup>おもり</sup> 錘部分として垂直に水中に沈める方式でしたが、設置後のメンテナンスに多額の費用が掛かってくるという難点があるそうで、隠岐の島町での計画案は、基礎部分は舟形フロートを横に浮かべてアンカーで固定する方式になるそうです。メンテナンスの安全性や効率性、そして魚礁効果の増大が見込めるというものでもあります。そして、総事業費は20年間で2兆円にもおおよび、固定資産税は20年間で2,000億円も想定され、水産振興基金は20年間で100億円前後にもなるそうです。また、電力事業者は隠岐の巻き網船の水揚げ高に対応した漁業補償も用意できるといいます。隠岐と本土間の送電線の設置、新聞にも出ておりましたが海図に示されることでもありますから、影響を受ける沖合底引き船がいるのならですね、該当者には電力事業者が漁業補償もしてやれば済むことです。島内の建設業者の仕事は計り知れない程になる。これまでの隠岐の島町では考えられないほどの事業規模と経済効果です。真水の自主財源が年間40億円しか無いという隠岐の島町の財政は画期的に改善され、「予算がない、予算がない」と言わずに際限のない住民要望にも十分に答えていけるようになるのです。

繰り返すようで恐縮ですが、要は、隠岐の島町が2050年までに脱炭素社会に移行するには、どうやって島内で再生可能性エネルギー源となる電力や水素ガスを取得して行くのかということです。

2035年には化石燃料を燃やす新車の製造が禁止、2050年には中古車の販売も禁止されます。車だけではなく家庭の電気・建設機械・農業機械・漁船・フェリー・飛行機など化石燃料を燃やしている全ての機械が二酸化炭素を排出しない動力源に置き換わざるを得なくなるのです。この島を取り巻く広大な海は何も漁師のためだけのものでもありません。島の廻りの海は全ての隠岐島民のものであります。果てしなく広大な海のほんの一部を漁業権益に補償をしても全島民のために活用することを考えるべきです。まずは海上の風と波の調査ブイの設置をさせることが必要でありますが、海域利用法では海上風波調査ブイの設置は知事許可で可能

であるにせよ、民間事業者まかせではなくて、先進自治体のように行政が交通整理に取り組みないことには先へ進めないようです。行政の役割そのものです。

本町は「エネルギー対策室」を設置して取り組んできたこと故に、町民のために、この千歳一隅の機会を活かし、本町の将来を見据えて、民間事業者への他人任せではなく、この期に一刻も早く手始めの海上の風と波の調査ブイの設置を行政主導で実施されるべきではないでしょうか。この辺で調査ぐらいは早くさせるべきではないですか。町長のご見解を伺います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「浮体式洋上風力発電事業の海上の風波調査ブイ設置に関する行政主導」についてのご質問にお答えします。

議員仰せの、洋上風力発電事業を誘致するメリットとして発電コストの低減が図れることや、経済波及効果が期待されております。

一方で、国内外を問わず、洋上風力発電事業を誘致した地域におきましては、漁業関係者とのトラブルにより発電事業者と地域住民との関係が悪化するなど、洋上風力発電事業のデメリットにつきましても、いくつか報告されております。

「浮体式洋上風力発電事業の海上の風波調査ブイ設置に関する行政主導」につきましては、これまで過去3回、前田議員の一般質問に答弁させていただきましたとおり、発電事業者が主体となり、漁業関係者及び地域の皆様のコンセンサスを得られた段階で洋上風力発電事業の可能性について検討するべきと考えており、現時点におきましては、本町が主導して行う考えはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○12番（前田 芳樹）

質問事項に適切に答えていないと私は思いますので、二点ほど確認のために再質問いたします。

まず一点目、全国の離島や過疎地のあちこちの自治体がですね、事業者のもとへ洋上風力発電事業の誘致で殺到しているそうですけれどもね、「海洋利用法」上の許可権者である島根県知事に対してですね、これは行政の役割だと私は思っていますので、まずはこの調査ブイ設置の許可のお願いと相談に行政として早期に行くべきじゃないかと思っておりますけれども。これ質問書でも伺ってますけど、ここところが答弁がありませんが、お考えを一言のみお聞かせください。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

県知事への許可に出向くべきではないかというご質問でございます。

先ほどお答えしましたように、現時点で行政指導で実施する考えはないということが、すべての回答だと思っています。

発電事業者がコンセンサスを得られてということが、私の条件と考えだと思っています。以上です。

**○12番（前田 芳樹）**

二点目です、行政が傍観者であってはならないと私は思うんです。

この社会的コンセンサスが得られた段階とはですね、何らかの民間人同士ですね「協定書」や「署名簿」の提出などをもって判定をされるのでしょうか。このですね、判定方法を具体的に示していただきたいものです。一言お考えをお聞かせください。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

どの時点で判定をどのような形でというご質問だと思いますが、現状でお伺いするところによりますと、皆さんご案内どおり、すべての漁業者のコンセンサスが得られてないという現状の中、それを私自身は伺っておりますので、すべての漁業者という言い方大変失礼ですが、まだまだ地域住民の皆様も含め理解が得られてない。皆さんのお考えが、書類で判定する部分ではないと思っておりますが、その状況を鑑みて判断をしたいと思っております。

**○12番（前田 芳樹）**

不本意ですけどね。もう1回だけ伺わしてもらいたいです。

要するにすべての漁業者が合意を形成してからという話ですけどね。この議会でもそうだけれども、民主主義社会「多数決原理」ですよ。

利害得失によってですね、反対者が漁業者の中で1人でもいたら、合意が形成していないから動けないんだという論理がね、やっぱり改めたほうがいいと思いますよ。

これはですね、漁業者の大多数が「是非やってください」というような状況にでもなればですね、これやっぱり、思い切ったね。勇気を出して行政としては行動していただきたい。

質問じゃありません、これはここまでにします。

次に三点目、「島内全域の集落内道路の改善整備」についてお伺いします。

全域的に集落内道路の幅員が狭く曲がりくねって車を運転しての通行に難儀をする箇所が非常に多いなと思います。以前から知ってはいたことではありますが、全域を廻ってみます

と非常にあるなと思います。

近年、空き家が増えていることですので、部分拡幅もできる所もあるかも知れませんが、交差点の角地を三角に削って通行しやすくするとか、そういう箇所とかもあるかもしれません。地域住民のみならずですね、通行者のために道路としての利便性を高める措置をですね、今後は講じてはどうでしょうか。

地域の区長から、組織的な手順を踏んで提出された地域「要望」があれば、改善整備に担当部署が取り組むべきではないでしょうか。町長のご見解を伺います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「島内全域の集落内道路の改善整備」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、幅員が狭く、通りにくい道路が集落の中に多くあることにつきましては、私も承知しており、その改善に向け取り組みを進めるよう指示しているところであります。

現在、道路事業につきましては、多くの交通量が見込まれる幹線道路の整備と、通学路の安全対策に重点を置き実施しております。また、集落内道路につきましても、緊急車両が通行できない道路の拡幅や災害時の避難道につきましても、緊急性の高いものから優先的に整備を行っているところであります。

それぞれの地区からいただきました道路整備に関する「要望」につきましては、限られた人的資源と予算の中で、緊急性などを勘案し順次対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○12番（前田 芳樹）

集落内道路、この改修にですね、今後しっかりと取り組まれますよう意見を申し上げて終わります。

#### ○議長（安部 大助）

以上で、前田 芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、4番：脇田 千代志議員

#### ○4番（脇田 千代志）

通告にしたがいまして質問を行います。

申すまでもなく、この質疑は町民の皆様をはじめ、全国、全世界にインターネットを通じ

て公開されていますので、町民の皆様はもとよりUターンやIターンの未来の町民の皆様にも、夢と希望が届くようなご答弁を賜りますよう、お願いしておきたいと思っております。

また私は、今から質問をさせていただく「洋上風力発電の誘致」につきまして、このテーマだけを掲げて選挙に臨ませていただきましたが、ご商売をされている方、飲食業の方、宿泊業の方、タクシーの運送業務をされている方、建設業に従事されている方等等、たくさんの町民の皆様のご期待とご支援をいただきまして、本日この場に立たせていただいております。

初めての一般質問ですが、この「洋上風力発電の誘致」は本町にとりまして、喫緊の重要な課題と位置付け、議員生命を賭してご質問をさせていただきたいと思っておりますので、町長におかれましても格別に心してのご答弁を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。

通告しました「浮体式洋上風力発電の誘致がもたらしてくれるまちづくりへの恩恵」につきましては、過去3回、本日含めて4回に渡り先輩議員から「一般質問」が行われており、微に入り細に渡った丁寧なご提案の中で網羅されているところですが、共通認識を醸成させていただくために改めて基本的な説明を加えさせていただきます。

洋上風力発電には「着床式」と「浮体式」があり、「着床式」は沿岸の浅い海域に脚立のような頑丈な足場を作りその上に風力発電設備を立てる方式であって、一方の「浮体式」は漁礁にもなる大きな浮きの上に立てる方式であります。

着床式は高さ50mもの足場を海底に基礎を築いて建てるので、建設時に海域を汚染したり沿岸近くにあることから住民への騒音や低周波の問題、景観を害するという悪評が多いタイプとなります。反面、先輩議員が洋上風力発電のうち一貫して浮体式に拘って説明をしておられるように、このたび久見沖で計画されている浮体式は、陸上で作って沿岸から離れた目的地へ運んで重しを付けて設置するだけなので、それらの弊害が起きる可能性は少なく、それ故に国からも推奨されているタイプと言えます。

もし本町でも着床式の計画があがっておりましたら、いかに大きな恩恵があったとしても第一次産業を代表させていただく立場の私としても賛成しかねたことだろうと思っています。

浮体式洋上風力発電の町への恩恵、メリットについては、先ほども言いましたように令和5年度、6年度に既に先輩議員により述べ尽くされているところですが、改めて大きなものを挙げさせていただきますと、まず発電事業者からの莫大な固定資産税、私の試算ですが設備

取得額が1.2兆円の場合で初年度賦課額の償却資産税が150億円余りであったり、数億円の「漁業振興基金」の町への出捐、建設に伴う地元事業者の請負工事発注、数千人規模の作業員の衣食住の消費拡大、完成後のメンテナンスや維持管理の地元雇用、電源の安定供給などがありますが、この豊かな財源と交流人口の増大によって人口減少や産業振興、経済活性化に有効な手が打てることにより、持続可能なまちづくりが実現に向かうということが私は最終的な目標になるのではないかと考えています。

なお、作業員には各地に住んでいただき地域のお祭りや行事に参加して定住に繋がった事例も報告されていますので、「住んで良かった」が響く町、隠岐の島町に惚れ込んでいただき定住に至る人口増は大いに期待できることと思います。

また、電源の安定供給について、さらに付け加えさせていただきたいのは、電気を海底ケーブルで本土に送るわけですが、供給するばかりではなくて、例えば災害で火力発電所が機能しなくなったときには、本土からの電気を安定供給できるという利点があります。

もし、島前の3町村も電源ケーブルがそれぞれの島を通るようになれば、大変助かるようになるのではないのでしょうか。

豊かな財源を活用した人口減少対策につきましては、例えば「ふるさと納税日本一」に輝いた宮崎県都城市のように、子ども2人を含めた親子が中山間地に移住してきた場合は500万円、子ども3人の場合は600万円というように高額な支援金を交付し、たくさんの若い世代を住民として迎え入れることができた事例がありますが、移住者に支払われた交付金は地域内で消費されますので、本町でも各地区に交付されている「集落地域活性化事業」のような経済波及効果が期待できるところと考えています。

本町においても、豊かな財源さえあれば優秀な職員の皆さんに存分に腕を奮っていただけるだけでなく、職員数も増員に転じ個々の事務分掌の軽減とさらなる住民サービス向上に繋がっていくことを期待するものであります。

そこで町長にお伺いします。こういった洋上風力発電の誘致がもたらしてくれる「まちづくりへの恩恵」についてどのような認識をお持ちでしょうか、お願いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「洋上風力発電の誘致がもたらすまちづくりへの恩恵」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、洋上風力発電事業を誘致するメリットとして、地域経済への波及効果

などが期待されております。一方で、事業者の減損による秋田県を含む複数の海域からの撤退報道等、事業を取り巻く様々な課題も報告されております。

このような状況も踏まえ、洋上風力発電事業の誘致につきましては慎重に判断していくことが重要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

大変残念ながら、せっかくの町長のご答弁でしたけども、私にはまるで他人事のように聞こえてしまいます。新米議員には、この程度の答弁で十分という洗礼を受けた気もいたしません。

町長には、町民の皆さまの悲鳴が聞こえてないのでしょうか。洋上風力発電によって先ほど申し上げましたように、税収の増、交流人口の増、雇用環境の増、建設事業の増など、様々な恩恵がございます。

ご参考までに、国土交通省港湾局が発行しております洋上風力発電を通じた、「地域振興ガイドブック」の58ページのところを引用させていただきたいと思います。「地域振興の効果は、経済波及効果として地元受注及びその波及効果があり、その経済波及効果に伴う雇用効果、地元企業の需要拡大及び雇用所得増による税収効果、都道府県税、市町村税が期待される」となっております。

税収の一部として不動産取得税、これは変電所とかですね、そういったものを事業所が取得するという不動産取得税、それから固定資産税、これは先ほど申し上げました風力発電所に係る償却資産税、それから法人事業税、法人住民税、住民税、そういったものが効果として上がるという風になっております。様々な障害があるとおっしゃられましたけども、こういった障害を克服して、人口減少問題、産業経済の停滞問題などの救世主になりうる可能性があるという、この洋上風力発電の誘致によって、そういった可能性があるという風には考えられないのでしょうか。よろしくご回答をお願いします。

#### ○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

脇田議員の再質問、ちょっと表現ができないんですが、メリットがあるのに、なぜ判断ができないのかでよろしいですか。（ 脇田議員 頷く ）

自主財源に乏しい我が町にとって、メリットだけで言うと、経済効果も含め十分な物であるということは認識しております。ただ、メリットだけで、この町をどうしていくのかを判断できるのかという点がございます。大きな面で言うと、どなたも思っておられるように隠

岐の自然という部分、影響がないというご判断もあろうかと思いますが、そういった面とか。それだけメリットばかり、メリットばかりという言い方はあれですけど、なのに未だに同意をしかねる方がおられるというこの点、もうひとつ踏み込むと、発電事業者が今になって町に行政でやるというような声に聞こえて仕方ない部分があります。

私はあくまでも、住民の皆様の声を聞きながら、そしてメリットとデメリットを十分判断していかなければならないという立場から回答させていただいておりますので、決して、脇田議員が新規で議員になられたかというような、単純な回答ではないと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

#### ○4番（脇田千代志）

心にも響くご答弁いただきありがとうございます。

秋田県を含む複数の海域から撤退報道、事業取り巻く様々な問題ということに触れておられました。皆様ご承知のように、秋田県では風車の羽根が落ちて付近におられた方が亡くなるという痛ましい事故が起きました。大変お気の毒に存じますが、今後の日本に自前のエネルギーを確保していかなければならないことは、この産業の維持、振興上も、また昨今の国際情勢を鑑みても自明の理でございます。交通事故があったら、もう車を使うのは止めようということにはならないのと同じ、事故を減らすように知恵を出し合うしかないと思えます。

洋上風力発電を取り巻く課題も同様に解決に向けて努力しなければならなく、努力をしたものが報われる社会でなければならぬと思っております。そして、この多くの課題解決のプロの集団が、私の目の前におられる皆さんと考え、期待をしているところでございます。

この質問の最後に、慎重な判断はもちろん重要でございます。町民の皆様の未来を考えたときに、早期に検討に値する案件であることを確認しておきたいと思えます。町長ご答弁をお願いいたします。

#### ○議長（安部大助）

脇田議員に申します。質問の内容が少し重複しております。

町長の答弁の中でメリット、デメリット理解された上で、今後検討していくというか、認識しているということをお願いいたします。それに対する明確な質問があれば、いただきたいと思えます。

#### ○4番（脇田千代志）

先ほど申し上げましたのは、この洋上風力発電の誘致が早期に検討に値する事業であることを認識しておられるか、そのことの確認だけをご答弁いただいたと思いますけども、この質問については、この質問を最後にご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

この判断が、早期解決すべき案件ではないかということに対して自分の考え方というご質問でございますので、大変、難しい部分があるかと思ひます。

将来の我が町を、どうするのかということも含めて検討しなければなりません、できるだけ早く解決すべきだと思ひますが、今の状況を見ますと、発電事業者さんも一生懸命努力されていることは伺っておりますが、未だ一部という言い方はしませんけど、全体的に漁業の方がご理解をいただいてない、同意をいただいてないということが、自分の中にありますので、今から町が指導をとって「なら一緒にやりましょう」ということが適切なのかどうかということも自分の中ではあります。

やはり、最初の答弁で申し上げましたように、案件としては早期にやるべきが一番望ましいと思ひてます。伺うところによりますと、「同意」が得られなければ他地域に行くぞというような発言も聞いておりますので、そういったことも含めて皆さんが、一生懸命、早く、早くということも理解できますけれども、重要なのは調査の実施にあたって、漁業者、地域の皆さんのコンセンサスが得られるかどうか、今後判断をしなければならぬので、早期かどうかという点につきましてはちょっと、できるだけそういった状況になれば判断したいと思ひています。

#### ○4番（脇田 千代志）

承知いたしました。

人口減少問題を語るときに、今から20年前に合併した「隠岐の島町」、スタートしたときは1万7,600人ぐらいの人口だったと思ひております。それから昨年の10月で20年を迎えまして、その間4,522人減っています。これは当時の都万村、五箇村を合わせた人数よりも多い人数でして、1年間で割りますと、1年間に226人少なくなっていると私は試算しております。

集落や地域に、これを地域の単位で見ますと200人余りの大きな集落が毎年1個ずつ消滅していると言い換えてもいいかもしれません。それから令和5年度に、お生まれになったお

子さんの人数の3倍以上の約250の方が、毎年亡くなられていっています。急ぐ理由というのは、そこにもあると思います。この恩恵があるとしたなら、恩恵を受けずして亡くなられてしまう町民の方がおられるということを頭に置いて、先の前田議員もおっしゃられたように申し込みが殺到してるわけですね。1年遅れれば、それが1年の遅れとはならないわけです。そういうこともご承知いただきまして、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

次の質問です。令和5年第3回定例会での先輩議員の一般質問への答弁に引用した「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」による説明は的を得たものかどうかを伺います。

先輩議員の質問では「まずは早期に本町の西側海域で可能性を探る洋上風力の予備調査をさせてはどうでしょうか。町長のご見解を伺います」としているのに対して、ご答弁では「議員ご指摘の行政主導で風況・海況の予備調査をするべきに対して、国が示す風力発電に係る事業計画策定ガイドラインでは発電事業者が主体となり」と答えています。

しかしながらこのガイドラインは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（略称：再エネ特措法）に基づき実施する発電事業者にのみ適用されるものとなっており、「再エネ特措法」は太陽光発電など地上設置の再生可能エネルギーの発電事業への支援を目的としたものであり、洋上風力発電の場合は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（略称：再エネ海域利用法）という洋上風力発電に特化した法に寄らなければならないものであるとされています。端的に言えば、海のものに対して陸の場合はこうだと言われている訳ですので、結論に繋がる引用としては誤ったものになっているのではないのでしょうか。

地上設置の場合であるなら、土地の地権者がはっきりしており、周囲環境への影響も限定的なため風力発電事業者が主体となり地域住民に十分配慮して事業を実施するとの答弁のとおりでよろしいかと存じますが、こと海洋の場合は漁業も利用すれば輸送船も利用するし、もちろん洋上風力発電も利用できる権利があるため、地上設置の場合とは事業の決定プロセスが全く異なり、そのため「再エネ海域利用法」による国や県による権限の行使が必要になってくるようです。

すでに30余りの先行自治体が、自治体主導で誘致のための活動を通じて県を通し国への情報提供を行っているというのに、なぜ本町は行動を起こさないのだろう、その理由を確かめたくてこの質疑に辿り着きました。

引用するものが違っただけと言えればそれまでのことですが、大事なことはこの答弁により事業は行政主導ではなく、発電事業者が主体となって行わなければならないといった齟齬の認識が既定路線となってしまったのではないかと恐れるところです。

といたしますのは、その後の答弁では他に何の根拠も示されないまま「漁業者や住民のコンセンサスを得られたら検討する」という答弁を繰り返されているだけで町が主体的に取り組む姿勢を町民の皆様を示されていないように見えるからです。ご参考までに、環境省発行の自治体向け「離島への浮体式洋上風力発電導入検討の手引き」では、「離島において浮体式洋上風力発電施設を導入することは、太陽光発電設備の導入等と比べて事業規模が大きいため関係者の範囲も大きく、また、漁業関係者等といった多様な関係者との合意形成が重要であることから、その実現においては自治体の主体的な参画が必須になります」と綴られており、加えて事業推進に当たっての自治体の役割まで詳しく示されているところです。

そこで町長にお伺いいたします。

令和5年第3回定例会での先輩議員の一般質問への答弁について、新たな見解を示される考えはありますか、お願いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の『風力発電に係る事業計画策定ガイドライン』による説明についてのご質問にお答えします。

本ガイドラインにつきましては、陸上風力のみに限定したのではなく、すべての風力発電にかかる基本的な考え方について定めたものであることを出典元である経済産業省に確認しております。

また、洋上風力発電につきましては、「再エネ海域利用法」により、国が洋上風力発電の促進区域を指定する基準の一つとして「漁業に支障を及ぼすおそれがないと見込まれる」ことも明記されております。

先ほどの、前田議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、発電事業者が主体となり、漁業関係者及び地域の皆様のコンセンサスを得られた段階で、洋上風力発電事業の可能性について検討するべきと考えており、現時点におきましては、本町が主導して事業を行う考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○4番（脇田 千代志）

経済産業省の中国産業局ですけれども、課長補佐の方に私も電話で確認をさせていただきま

した。「ガイドライン」ですので、すべての風力発電に係る基本的な考えについて定めたものであることは認めさせていただきます。

ただし、その中で一定規模以上のものは、「再エネ海域利用法」によらなければならないとなっております。その一定規模以上とは、海洋再生可能エネルギー発電性設備に対する一般海域への占用許可に係る取り扱いについての中で、3万kW以上が目安となっております。後ほど、この資料につきましては担当課の方にお渡ししたいと思いますので、またご確認をいただきたいと思います。

なお、2019年に「再エネ海域利用法」が施行されたことに合わせて、それまでであった、実証事業とか、港湾事業など小規模の洋上風力発電も「再エネ海域利用法」に移行されたようでございます。ですので、実際のところは、規模の大きなものは「再エネ海域利用法」の方に、その後は移行されておりますので、先ほどのご答弁も的外れたものでなく、私のご説明もご理解をいただきたいと思います。

なお、久見沖の場合には200万kWの可能性もあるとされておまして、ここで「再エネ海域利用法」の該当になることだけを再度確認させていただきと思いますが、如何でしょうか。ご答弁をお願いしたいといたします。

#### ○議長（安部大助）

ただ今の質問ですけれども、法令的なものですので「エネルギー対策室長」の方から回答でよろしいでしょうか。（脇田議員「はい」の声）

#### ○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

制度に関することですので、事務方の方から説明をさせていただきます。

実際に、まだ計画がのった状態ではないんですが、脇田議員の想定されている発電量については「再エネ海域利用法」に基づく運用になると思っております。

#### ○4番（脇田千代志）

承知いたしました。

「再エネ特措法と」今の「再エネ海域利用法」、それぞれの性質の違いについては、双方に認識をしておかないといけないと思います。

今から申し上げます「再エネ海域利用法」、この点について、久見の沖合で計画されている対象のものは100万k、200万kWを想定した「再エネ海域利用法」対象であるということ、ここで確認をしておきたいと思います。

さて最後の質問をさせていただきます。

現在、浮体式洋上風力発電の誘致における推進活動として、本町も加盟している「緑のコンビナート推進協議会」が各地区や地先の漁業関係者に説明会を行ってこられていることについては報告を受けていることと存じます。

沖合に洋上風力発電の設置が計画されている久見地区では、有権者 85 名のうち説明会後に 80 名の方の賛同の署名が得られたとのこと。久見地区の平均年齢は 69 歳とのことで、自分たちのことよりも後の世代のためになるならと胸を打つような尊いご意思を示されたことと拝察いたすところです。

また漁業関係者からは賛否両論の様々なご意見、ご要望を頂いている中で、やはり洋上風力発電が占有する海域があることによって、漁場が制約される、漁場への航路が抑制されるという課題が示されているところです。

全国の先行自治体でも漁業関係者にご理解とご協力をいただくのが最も大きな課題であることは間違いなく、国もそのために発電事業者「漁業振興基金」の積み立てを義務付けして、漁業者の皆様が受ける不利益の解消にお応えできなければ進展は得られないことを強く認識しているようでございます。

いずれにしても、他の先行自治体のように町が本気で調整役となって汗をかいていただかなければ課題解決にはほど遠いことと思います。

町、漁業者、発電事業者がお互いに知恵を出し合って winwin の関係になっていかなければならないですし、またその方法が努力すれば必ず見つかるものと私は確信し多くの町民の皆様も願っていることと思います。

先ほどの前田議員のお話にもありましたように、先ごろ洋上風力発電を推進する五箇地区の有志の皆さんが「洋上風力発電誘致準備会」を結成して、今年末までに 5,000 人の住民の皆様を目標に「説明会」を行い、賛同の署名活動を行う計画をまとめておられます。なお、現在までに約 400 人から 500 人の署名を頂いているそうです。今後も地道に「説明会」を開いて、より多くの町民の皆様のコンセンサスを得るために努力をしていただけるものと思います。

しかし国の募集満了となったり、発電事業者がしびれを切らして撤退したりするリスクがありますので、残された時間はもう多くはないのではないかと考えます。側聞するところでは、すでに多くの自治体が順番待ちで、認定や対応が遅くなる可能性があるとのことですので一

刻も早い町長の意思表示が急がれるところと考えております。万一間に合わなかった場合、賛同の署名を頂いた多くの町民の皆様のお嘆き、あるいは怒りはどこへ向かえばいいのでしょうか。

なお、町が行政主導で行うといっても、特段の予算も業務負担も生じないものと思われま。町長におかれては浮体式洋上風力発電の誘致について検討を開始すると宣言し、まず先輩議員の提案されたとおり発電事業者が事業の可否を判断するための予備調査を行うことを許可し、併せて従来から行われてきている「説明会」を官民連携で続けて漁業関係者と町民の皆様にご理解とご協力を求め続けていただきたいと思います。

その上で年に一度だけ5月に行われる、国への情報提供に間に合わせるだけで、あとは国、県が中心となる仕事となるそうです。町民の皆様を真剣に大切に考えておられるなら、その命運をこれ以上他の人に委ねるようなやり方を続けるのはあり得ないと私は思います。

機は熟して来ています。浮体式洋上風力発電の誘致に主体的に取り組んでもらいたいという町民の皆様のご期待に応じて、可能性に挑戦していく、汗をかく姿勢をここで改めて見せていただくことができますか、お答え願います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、脇田議員の「町民の皆様のご期待に応じてさらなる可能性に挑戦」についてのご質問にお答えします。

洋上風力発電事業の制度上、発電事業者の責任において関係住民に計画の説明がなされ、情報が伝えられるものと考えております。また、その計画は騒音や低周波音、風車の影響などが町民の健康に影響を与えることがなく、自然環境や景観に配慮するとともに、漁業に影響を及ぼさないものでなくてはなりません。

発電事業者が提案する計画につきまして、漁業関係者及び地域の皆様のコセンサスを得られた段階で、洋上風力発電事業の可能性について検討するべきという本町の基本的な考え方は、既に周知されていると思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（脇田 千代志）

はい、分かりました。

「関係住民に」とおっしゃられましたが、言葉のあやかと思えますけども、私はこの事業の影響力の大きさから、全町民の皆様が関係者と思っております。

いずれにしても、町民の皆様への説明を尽くしてコンセンサスを得て検討すべきというのは間違っていないと承知しております。

問題は、誰が本来、汗をかかなければならないかということになるかと思います。ここで議会事務局に提出した参考資料をご覧いただきたいと思います。

タブレットの方でご覧いただきたいと思います。傍聴者の皆様には申し訳ございませんが資料をお示しすることができませんので、ご容赦をいただきたいと思います。

私の方から、事務局の方へ資料をお願いした物につきまして、ご覧いただいておりますでしょうか。これは、経済産業省資源エネルギー庁と国土交通省港湾局が、令和6年4月24日に策定されました「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」からの引用でございます。この「セントラル方式」というのは、政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みとなっております。

それで、この中にある3ページの資料が、今お手元でご覧いただいている資料でございます。右下の方に凡例として、自治体が主導とされるもの、国が主導とされるもの、自治体と国の協働でされるものと、そういった区分けがなっております、真ん中左手の方に国が主導して行うものの中で、個別地域における案件形成に向けた導入可能性調査、これが自治体に呼びかけられるということと承知しております。

同時に自治体は、これの判断は難しいと思いますので、例えば、電源事業者等からの相談ということで、「お宅の町は、洋上風力発電の可能性が有ると思いますよ」ということで自治体に検討を投げかけられている、そういった状態が、今の隠岐の島町の状態ではないかと思っております。

その自治体における検討ということで、地元の漁業や地域経済の現状課題を把握、それから、洋上風力に関する基本情報の理解、地域における可能性の検討、こういったことをしていただかないといけないと思います。

それから漁業者、住民から見た洋上風力に対する不安や課題の整理となっております。その下に、利害関係者の特定、それから利害関係者を含む地元関係者の意向調査、意向確認となっております。なので、利害関係者の方のご賛同が得られなければならないということではなくてですね、ここにこういった不利益をこうむる方がおられて「反対されていますよ」ということが分かればよいということになっております。それで、この国への情報提供が一番下にございますけど。これを県を通じて国にまいりますと、この時点で準備区域という位置付けに

なります。その後、上のほうのフローにありますけど、ステップ4ということで有望区域という風に認められます。その中で、国、県と一緒に、法定協議会なるものを作ったりして、関係機関の認識を共有したり、留意事項を整理したり、そういったところの作業に進むということでございます。もちろんこの最終工程まで、例えば、漁業関係の方が反対されれば、この事業は成り立たないことになっております。

ただ、この表を見ますように、自治体のハードルはですね、どんどん低くしていかないとこの事業が進まないということも、国も認識しておられるようですので、そういったところをご承知いただきたいと思っております。

これについて、町長あるいは担当課の方ご認識いただけましたら、ご答弁をお願いしたいと思っておりますけど如何でしょうか。

#### ○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

制度的なことですので、私の方から説明をさせていただきます。

洋上風力発電事業の進め方については、大きく2つあると認識しております。1つは「再エネ海域利用法」に基づく運用であります。このフロー図によると、自治体市町村の出でくるシーンは2つあります。一つ目が、自治体内における案件、合意形成がなされた場合に県を通して国へ情報提供することです。もう一つが、先ほど脇田議員の説明にありました、有望な区域として国が認めた場合には、「再エネ海域利用法」第9条に基づき協議会を立ち上げなければいけません。その中の構成員として自治体が出てくるという、2回出てくるパターンです。もう一つが、先ほど資料提示いただきました「セントラル方式」というものです。

このセントラル方式というのは、運用方針の1ページ目にずばり書いてあります。2023年の1月から施行されたもの、最近のものですが政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みとあります。

本町においては、池田町長の答弁にありましたように、前者の「再エネ海域利用法」に基づく運用を行なっているということをご補足説明として、説明させていただきます。

#### ○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

そうですね国への情報提供をするために、自治体で利害関係者の特定をすればいいということになっております。

自治体がやはり漁業関係者の皆様に、自治体だけの力でそれを説明してご理解をいただくことは非常に困難であるということで、こういった流れになっていると解釈をしております。

ただ、やはり、利害関係者の方が少なくともいらっしゃる中で、その頭越しに町長が「これを積極的に進めます」という風なことは、やはり受け入れられないという風に私も思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、来年5月の国への情報提供に間に合うことが最短でもありますし、最遠でもあるという位置付けになると思います。そこまでのところで、町民の皆様理解を得ていただく努力をしていただく、そのためには、この「洋上風力発電の誘致」によります様々な恩恵についてご理解をいただく、それをモチベーションとして「説明会」を開いたり、そういった時に、町の意味を示していただく、そういったことが必要じゃないかと考えております。

そういったことについて、町長にご答弁をお願いしたいのは、やはりこれから「洋上風力発電の誘致」が、この町にとって将来必要なものであるかどうか。それを十分にですね、勉強していただいて、努力をしていただいて、その上での判断で勿論なると思いますけども、ここは町が、町も含めた「説明会」の開催が必要だ。あるいは「説明会」にも、職員も派遣して町民の皆様と共に勉強していかなければならない。そういった認識について努力をされるかどうか、その部分だけを私は、本日確認をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

行政が出掛けて主導となって「説明会」あるいはいろんな方法で努力をするべきであり、努力をするかというご質問でよろしいですか。（脇田議員「はい」の声）

当然、最初から申し上げておりますように、コンセンサス得られた段階という表現していますが、来たるべき時が来ましたら、しっかりと汗をかきます。

#### ○4番（脇田 千代志）

あえて、ありがとうございますと申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、来年5月の国への情報提供。それが、とりあえずゴールとなると思っております。それまでのところで、現状、それから展望について認識をしていただいて、町民の皆様がご理解いただけるような、ご判断をいただいて良い結果に結び付くことを祈念いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（安部 大助）

以上で、脇田 千代志議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩いたします。

午後の開始時間は13時30からいたします。

( 本会議休憩宣告 12時05分 )

### ○議長 ( 安部大助 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 13時30分 )

引き続き、一般質問を行います。

次に、7番：齋藤 則子議員

### ○7番 ( 齋藤 則子 )

それでは、通告にしたがいまして「一般質問」をさせていただきたいと思います。

立地適正化計画による本町の玄関である町部では大型店舗建築が相次ぎ、平の新開地辺りは活況を呈するように見受けられ喜ばしい限りの一方で、主に第一次産業を担っている、町部の玄関に対して奥座敷と云える郡部からは、生活するのに便利な町部、本町の玄関へ移っていく現象が起きていることもあり、奥座敷の郡部の活力が懸念されるところであります。

また議員数が減りました。議員数が減ると住民の声が町政に届き難しくなります。更に投票所が30か所と大幅に減りました。高齢者にとっては投票所が遠くなれば投票から足が遠のくのは必然で、投票率がずいぶん減りました。投票所削減前後では、約77%から約67%と10ポイントも減少し、合併以降最低の投票率でした。これではさらに住民の声が町政に届き難しくなります。

これまで「町民の声」を町政に届けるための大変有意義な取り組みとして、本議場で開催された模擬議会の「中学生議会」があります。そこでは中学生たちが議員顔負けの質問をし、答弁に対して生徒たちが十分時間を取って協議し再質問をしたり、それぞれの中学校がある各地域の問題点が取り上げられ、中学生達に大いに刺激を受けた議会でした。そして今年3月には隠岐の島町の婦人会が、男女共同参画社会の実現を目指し「女性議会」を仕掛け、女性目線で、また各人が所属する分野からの重要な論点が展開され大変活気あふれる議会で、これらどれをとっても、とても熱のこもった元気をもらった取り組みでした。

そこで新たな取り組みを提案したいと思います。旧村単位での模擬議会と云っても、町長はじめ執行部の方々にも出席していただき、議員だけ各地域の住民です。各地域はそれぞれ特徴がありますから抱えている課題も色々あります。

例えば、老人福祉施設一つとっても都万は経営形態が他の地区のそれと違います。そしてまた仁万の里という「障がい者福祉施設」があります。最近特にあちこちでよく聞かれるようになったのが「墓仕舞い」とか「永代供養」です。さらに学校でも、林業でも、米作りでも、漁業でも問題は様々にあるわけです。各旧村単位で住民の声を吸い上げるため、旧村役場の議場で模擬議会を開くのは非常に意義ある事と思いますが、如何でしょうか。

池田町長にお伺いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「模擬議会 旧村議会の開催」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、様々な世代や立場、そしてそれぞれの地域が抱える多様な課題を把握することは、重要であると認識しております。また、それらの課題を解決していくことが、本町の持続的発展につながるものと考えているところであります。

これまでに開催した「中学生議会」や「女性議会」では、独自の視点でご質問やご提言をいただき、気づかされたことや、実際に施策の検討を行ったこともございました。

一方、これらの取り組みには課題解決以外の目的もございます。中学生議会は、「キャリア教育やふるさと教育」の一環として、また女性議会は、「女性活躍の推進や女性リーダーの育成」を目的の一つとして実施されております。いずれの模擬議会におきましても、登壇者の皆様は慣れない場での緊張感に耐えながら、ご提言をなされたのではないかと想像できます。

これらのことから、地域課題の把握につきましては、あえて提言をいただく皆様のハードルを上げることなく、従来からの「出前町長室」や「町長への手紙」、そして本年度から実施いたします「隠岐びとチャンネル」や、中学生までを対象とした「こどもの手紙」、そしてなによりも「現場主義」をとおして行っていきたいと考えております。ただし、地域課題の解決にあわせ、地域リーダーの育成などを目的とし、旧村議会の開催要望がございましたら、「中学生議会」や「女性議会」と同様に開催を検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○7番（齋藤 則子）

ご答弁いただきましたが、思ったとおりの消極的な答弁だったという風に思います。

そこで再質問をさせていただきたいと思います。

まず、実際に施策の検討を行ったこともあったという答弁ございましたけれども、やはり何か、検討をした方がいいんじゃないかというような考えがあったのではないかと思います。

けれども、ちょっとそここのところをお聞かせいただければと思います。まず一つです。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

齋藤則子議員の再質問、今ちょっと副町長と話したのは、質問の内容は、この模擬議会を開催することを今まで検討したことがあるのか、ないのか。「子ども議会」「女性議会」をとおして何かやることを検討したのか、どちらの方のお答えですか。「模擬議会」を今までに検討したことあるかですか。（齋藤議員「はい」の声）

今まで、「模擬議会」を開催に向って検討したことはございません。

#### ○7番（齋藤 則子）

そうしますと、最後の方で旧村議会の開催要望がございましたら、「中学生議会」や「女性議会」と同様に開催を検討してまいりますというご答弁でしたけども、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の基本目標の「ともに創るまちに相互の連携や協力関係に基づく、協働のまちづくりをより一層強力に進める」とありますが、ご答弁は旧村議会の開催要望があれば開催を検討するというご答弁でございます。

これは若干、協力関係に基づく「協働のまちづくり」からは後退しているのではないかと思います。地域づくりだから住民主導でということのようですが、20年前ならおっしゃることは一理あると思います。

しかし、昨年2024年には隠岐の島町は、隠岐4町村の中でも唯一「消滅可能性自治体」から脱却できないほど若い人が少なくなり、人口は減り住民が高齢化しております。

もう人生を悠悠自適に暮らせるはずである70代、80代の人たちが後継者不足の中で、やっとなんぼや畑を守っているというのが実情であるのは、周知の事実だと思います。若い集団といえば、唯一公務員だけではないでしょうか。

そんな実態を知ってか知らずか、高齢の住民が積極的に動けば若い集団である役場は幾らでも支援するという構図は、行政の責任を住民に転嫁しているのではと理解したくなります。

地域づくりに対して、住民の意識が高い五箇地区はその成功例です。今、「こぞって会」の会長が集落支援員であり「花の里づくり」と支所も一体になって動いています。それに反して個々での取り組みはありますが、西郷、特に中地区、都万、布施は盛り上がり欠けるところがあると思います。住民の皆さんに、自治体行政について一緒に考えてもらうのには、何か仕掛けていかないといけないのではないかと思います。

先ほど質問の中で言及した「中学生議会」や婦人会の「女性議会」のような住民の声を聞

くようなことをやらなければ、ただ、指をくわえて待っているだけでは、現状打破は難しく、町長の三本柱であります「生まれて良かった」、「住んで良かった」「来て良かった」でしょうか、その達成には、非常に難しいところがあるんじゃないかと思います。

役場の側から積極的に住民の声を吸い上げて、行政に反映させるのが良いと思いますが、如何でしょうか、再度、町長にお尋ねします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の行政主導で、そういった「模擬議会」はやるべきじゃないかというご質問、ご提案でございますが、自分自身「地区任せ、人任せ」にしてるといふ考えはしてません。「やりましょう、やりましょう」と言って成果が上がるのか、そこの方が疑問であります。

「女性議会」については、女性関係の代表の者の方から、こういった形で、こういった物をあえて町長にぶつけたいといったご提案の中で、「女性議会」が開催されたものです。

行政が押し付けのように、今度「模擬議会をやりましょう」ではなく、やはり地域主導で地域の皆さんが、どうしても役場に、町長に申し出たい、議論を交わしたい、そういった中で要望がございましたら、いつでも検討してまいります。

#### ○7番（齋藤 則子）

多分、この後いろいろ質問しても回答は同じだと思うんですけども。

隠岐の島町もどんどん人口が減っていくし、財政的にも苦しい状況があるわけです。ですから住民も含め、一体となって行政に持っていく必要があるのではないかと考えます。

そのためには、実際に日々問題を抱えながら生活している島民の意見を反映しながら、行政を行うのがよいと考えます。幸い各地区に支所がありますから、そこが仕事として取り組んでいくことが出来るのではないかと思います。

支所には職員が7名も配置されているわけですから、年に1回くらい各地区でそういう取り組みをやったらいいのではないかという風に思います。「出前町長室」も大変結構ですが、これも住民側からの要請がなければ実現しないことで、しつこいですが、広く住民の声を聞く広聴としては、行政側から仕掛けていくことが郡部の現状に即したことはないか。同じことを繰り返しますが、待っているのではなく、役場が積極的に住民の中に入っていったらいいと思います。

ですから、この「模擬議会」はやるべきだと思います。答えは多分分かってはいるとは思いますが、池田町長如何でしょうか。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

再々質問、行政指導で「模擬議会」を広く広聴のために行うべきだというご提案は十分理解できます。

議員おっしゃったように、「答えは変わらないだろうな」ということ、そのとおりでして幸いに本当に支所があります。そうであれば支所と一体となって、こういう形で支所の方と協議しながら、言われることがいいんじゃないかと思います。

やっぱり、こちらが呼び掛けて勝手についていうか、行政主体で会議を開いても本当に皆さんが集まっていたらいいんだらうかという、ちょっと不安もありますし、やっぱり皆さん地域から「支所と一体となってこういう形でやりましょう」という声がある中で開催できたら、また地域の方々も集まりやすいんじゃないかなという風に思います。

### ○議長（安部 大助）

齋藤議員に申し上げます。

質問が少し重複しておりますので、明確に何を引き出したいのかを明確にしながら質問よろしく願いいたします。

### ○7番（齋藤 則子）

質問は明確で、「旧村議会」を行政主導でやっていただきたいということでございまして、それを引き出すために、再質問、再々質問をさせていただきました。

もともと、この質問をする前から多分こういう回答だっていうのは、今までの町政のスタンスがそうですから分かってはいたんですけれども、一応提案させていただいたというようなことでございます。

それで、今のご答弁でも支所と一緒に住民がというようなことでございましたので、住民の方から支所に話しに行ってということになるかと思っておりますので、そういう回答しか答弁しか出てこないっていうのは分かりましたので、これで質問を終わります。

### ○議長（安部 大助）

以上で、齋藤 則子議員の一般質問を終わります。

次に、9番：菊地 政文議員

### ○9番（菊地 政文）

私は一議員として、また地域人として、地域の役員をしている中で、非常に悲しい「地域担当職員」の位置付けなど全く理解してない自分がいました。

5月末に私の住んでいる地域で「総会」があり、住人の老人の方から「地域担当職員の位置付けはどうなってるんだ」ということで質問があり、この質問に答える地域の役員が1人もいなく、これはいけないかと反省しつつ、今回の一般質問は「地域担当職員について」質問して、その担当職員制度の意味合いを広く地域の中で引き出していこうということで、今日の一般質問になりました。

「地域担当職員制度」について、本庁では町職員が地域に直接赴き、住民や地域団体と連携しながら、地域課題の解決と地域の活性化を図る「地域担当職員制度」が実施されております。

この制度は、地域と行政の距離を縮め、現場に即した施策の実現を可能とする、非常に意義のある取り組みであると認識しております。具体的には、町職員が地域の会議や行事に参加し、住民との意見交換を行うほか、地域活動の支援、地域団体との協議、課題解決に向けた取り組みなど多岐にわたる役割を担っておられます。

このような取り組みにより、以下のような効果が期待されることで、私は三つの質問を分割で行います。

第一に「地域課題の早期発見」、職員が地域に常駐・訪問することで、これまで見落とされがちであった課題にも迅速に対応できる体制が整うのでは、そこで①の地域担当職員制度の現在の運用状況と体制について、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、菊地議員の「地域担当職員制度の運用状況と体制」についてのご質問にお答えします。

「隠岐の島町地域担当職員制度」は、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進することを目的として、平成26年に実施要綱を定め、現在、町内95の区及び自治会に対して81名の担当職員を配置しております。

職務の内容は、要請を受けた自治会等の役員会・総会などへ出席し、情報収集ならびに情報提供の他、地域づくりに向けた助言・協力を行うものであります。

実施にあたりましては、若手職員が中心となって対応することとしており、各地域が抱える課題の解決に併せ、職員のスキルアップや自己研鑽の場としても有効であると考えております。昨年度は3つの自治会から要請を受け、地域担当職員が総会へ出席をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○9番（菊地政文）

そこで、95の区及び自治会に対して81名の担当職員の配置なんですけど、これは若手の方も非常に大事ですが、中堅どころというか、中堅どころは非常に仕事が忙しくて参画できないかもしれませんが、もう少し人数を増やすことができないものでしょうか。

## ○番外（町長池田高世偉）

担当職員を中堅も含め、もう少し増員するべきじゃないかというご質問でございますが、先ほど、昨年度の実績をご報告申し上げましたが、残念ながら、私の情報の提供不足もあるかと思いますが、3つの自治会からの要請しかなかったということございまして、職員の数よりも質だと思っていますので、より地域の方が利用していただきたい。

また、こういった言い方すると「人任せ」って言われますが、地域からもっと総会だけじゃなくて、例えば、こういった要望するのは「どこに行けばいい」とか、あるいは「要望書をどういった形で作る」とか、いろんな面でご相談いただいて、若手職員のスキルアップに繋がることできればという風に考えてます。

## ○9番（菊地政文）

その人数ではないと少数精鋭っていうことで、予定の答弁だと思いますが、後から出した方がいいかもしれないんですけども、私の無知さもそうなんですけど、この地域担当職員に対しての周知がですね、うまくいってないような気がしまして、これからの本町の行政においては「地域担当職員」のウエイトっていうか、仕事は非常に大事なものとなると思いますので、またその辺はひとつ考えていただきたいと思います。

それで、昨年度3つの自治会の総会と言われましたが、この中に私どもの自治会も入っていました。ただ、先ほど申したように、このときもですね、私が議事進行してましたけども、地域の皆様に「地域担当職員」の周知をできない自分もいましたし、他の役員もそうでしたし、非常に空回りしているような状態で、非常に意味深い地域担当職員だと思いますので、その辺は、行政側の方もしっかり、私どもの地域側もしっかりなんですけども、もともとこの「地域担当職員」の関わりで、地域が変わるとか、変わらんと行政だけの責任で終わりません。これには回答はいいません。

第二の質問に移らせていただきます。「住民との信頼関係の構築」、行政側の顔が見えることで、住民も相談や要望を出しやすくなり、地域との連携が円滑になるのでは、そこで質問です。

地域担当職員が各地域で実際にどのような活動を行っており、どのような成果や課題が見えてきているのか、見解を伺います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、菊地議員の「地域担当職員の活動と成果や課題」についてのご質問にお答えします。

「隠岐の島町地域担当職員制度」は、町内の自治会等から要請を受け、役員会、総会等へ地域担当職員を出席させるものであります。自治会等への情報提供、また情報収集を行い、自治会等からの要望、照会及び相談事項があればその場で回答できることにつきましては直接回答し、おって所管課からの回答が必要と判断した事項につきましては、所管課長に対応を求めることとしております。なお、承った全ての事項について、地域担当職員から所管課を通じ、私まで報告を受けることとしております。

総会等を通じて寄せられたご意見・ご要望の内容は、町道・農道・河川、公園やその他付帯施設にかかる整備・修繕について、また危険木の撤去や、地域防災に関する事、ごみ収集に関する事など多岐にわたっておりますが、いずれも速やかに対応できるよう努めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○9番（菊地 政文）

それでは三つ目に「地域の活性化」、職員が地域活動に積極的に参加・支援することで、地域住民の自主的な取り組みを後押しし地域力の向上にも寄与するものでは、③の質問です、今後、この制度をどの様に発展・継続させていくお考えか、特に地域ごとの特性に応じた柔軟な対応や、住民への周知・理解促進の方法についてお伺いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の菊地議員の「地域への対応や周知、理解促進の方法」についてのご質問にお答えします。

先ほども申し上げました通り、昨年度の地域担当職員の地区総会への出席に実績は3件となっており、この件数は、私といたしましても決して多いものではないと認識しております。このことにつきまして、担当課から各地区の区長及び、自治会長へ聞き取りを行ったところ、本制度自体は認知しているものの、地域担当職員を介しての要望相談よりも、自身が直接話をしたほうが早い解決に結びつくと言った意見や、地域の内の課題について、行政に相談することは自治会長の務めであるといった意見をいただきました。

しかしながら、本制度につきまして改めまして、各地区に対して周知を図り、協働のまちづくりを推進することは必要であると考えております。

本年4月に開催されました「区・自治会等コミュニティ組織連絡会」では、担当課長より、全区自治会長に対し総会開催時には、地域担当職員にも積極的に案内をいただくようお願いをし、今年度はすでに3か所の「総会」へ出席をさせていただいたところであります。引き続き、各地区が抱えております課題の解決や、地域づくりに向けた助言や協力を行い、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ○9番（ 菊 地 政 文 ）

それでは最後に、地域担当職員の手配の仕方というか、地域に関わる「総会」に限らず、普段の「評議委員会」とか、そういう「役員会」等に参画していただいて、普段の地域の状況を見ていただくとか、それからボランティア作業並びに、地域清掃活動等の面にも出ていただいて、普段の地域の方々の姿を見ていただきたいなと思います。これは要望だけです。

それでは終わりに、他の自治体の取り組みを実例として鹿児島県鹿屋市では「地域サポート職員」と称し、町職員がボランティアとして地域活動に参加する制度が導入されています。本町で言えば、「地域支援員」になるかなんて思ったりしてますけども、地域の声を行政にしっかり届け、また行政の意図を地域に丁寧に伝えるため橋渡しとして、この制度がより実効を持つよう、今後の取り組みに期待を込めて質問を終わります。

### ○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、菊地 政文議員の一般質問を終わります。

次に、8番：村上 謙武議員

### ○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、通告しております「令和8年度以降の隠岐の島町立小中学校のあり方」について質問いたします。

令和7年3月に「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」において調査・検討された、本町の小中学校の適正な規模及び配置に関する検討結果が公表されました。

当該「検討結果報告書」の作成にあたり、検討委員会の皆様には令和6年6月から令和7年3月までの間に「検討委員会」を9回開催され、本町の未来を担う子どもたちにとって望ましい学校教育環境について調査・検討の熟議を重ねてられました。改めて検討委員会の

皆様のご尽力に対し、心から敬意を表するところでございます。

本町にとって極めて重要かつ、非常に難しい課題であるこれからの小中学校のあり方に関してこの度、検討委員会が示した検討結果の内容に関する町の教育委員会の対応及び方針等について三点伺います。

まず一点目ですが、小中学校の適正な規模及び配置についての検討結果は、適正な規模については、小学校は1学級当たりの人数が20人以上、中学校は1学級当たり25人以上が望ましいこと。また、適正な配置については、小学校の数は2校とし統廃合の時期は令和13年度を目途に実現すること。また、中学校の数は2校とし統廃合の時期は令和11年度を目途に実現することという検討結果になっております。

そこで、「検討委員会」がまとめられた、これらの検討結果及び方向性等を踏まえた上で、町、教育委員会として今後どのような方針のもとで、地域住民や学校関係者に対し小中学校の適正な規模・配置等についての議論を深めていくのか伺います。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、村上謙武議員の「小中学校の適正規模・適正配置についての地域住民等との議論」についてのご質問にお答えします。

検討委員会から示された検討結果は、少子化が進む中であって望ましい小中学校の適正な規模の学習集団を確保し、「子どもファースト」の立場に立って、望ましい学校教育環境を検討していただいたものと理解をしております。

今後につきましては、先ほどの村上一議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、基本的には報告書の内容を尊重しつつ、計画の策定を行ってまいります。その際には、保護者や住民の皆様、学校現場等の意見を伺う機会を設け、それぞれの思いを受け止め、課題を整理したうえで、子どもたちにとって望ましい教育環境を整えたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今の教育長の答弁に対して再質問をいたします。

答弁内容の確認ですけど、基本的にはこの「報告書」の内容を尊重すると。午前中の村上一議員の答弁にもありましたように、この「報告書」の内容も重く受けとめていると、いう風に理解をいたしました。

そして、この計画を進める上で、保護者や住民の皆様、それから学校現場等の意見を伺う

機会を設け、それぞれの思いを受け止め課題を整理した上で、計画を立てるという内容でしたので、これといって全く問題はないんですけど。

私の質問の重要なところはですね、保護者、住民の皆様、そして学校現場等の皆さんと、意見を伺うこの機会にどれほどですね、この議論を深めていくかということ、ここは非常に大事なところではないかなと思っております。

この教育長の答弁を聞く限りでは、さらっと流されておりますので、あまりその辺のところを、意見を伺う、そしてそれを持ち帰って課題を整理した上で、この「基本計画」案を作成するというような、そういった形になるとですね、非常にちょっと今回はまずいかなというような危惧をしております。

というのは、今回出された検討結果の内容を見てますと、「統廃合」という非常に大きな問題があります。それから期限を明示して小学校、中学校の統廃合の時期も提言内容に盛り込まれており、非常に突っ込んだ内容になっていきますので、おそらく、この検討結果を初めて聞いた郡部の住民の皆様、そして保護者の皆様、非常に危機感を持ったのではないかなと。地域の学校、近くにある学校に、これから子どもたちが通学するのが難しくなるのではないかという、そういった心配も非常にされたのではないかなと。町民の皆様は、この心配というか今後どうなるだろうかという、非常にそういった思いをしておられると思いますので、是非、そういったことで十分議論を尽くして住民の皆様との共通理解を得た形で、先ほどよく出ておりますけどコンセンサスを得た上で、今後、「基本計画」案を作成してそれを示していくという風になるのが、非常に重要なかなという風に思っております。

ということで、次の質問にも非常に関係することもありますので、ただ一点だけこの気になるところはですね。学校現場等の意見を伺う機会を設けて、そこでそれぞれの思いを受け止め課題を整理した上で、教育環境を整えたいと考えておりますという、その辺のところの教育長ですね、まだ言い尽くされていないところがあればですね、ちょっと考えを伺いたいと思います。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

村上議員が言われるとおりですね、今回の報告については、非常にインパクトが大きくて重大な案件でございますので、これは慎重に進めないと、うまくいかないということも当然分かっておりますし、期限についても、そこに働いている教員もいますのでいろんな面から、いろんな角度からこれは検討して、「案」を作っていくことが必要だと考えておりますので、

そういった意味では皆さんの意見をしっかり聞くことと、慎重に進めるということをお約束していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○8番（村上謙武）

それでは、二点目についてですが、平成28年8月に策定されました、現行の隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画「統廃合しない魅力ある学校づくり」の計画期間でございますが、令和7年度までとなっております、令和8年度からは新たな基本計画のもとで、本町小中学校の学校教育や運営が行われていくものと考えております。残り1年未満となった期間内において、町として今後どのようなプロセスで「次期基本計画」を作成し、令和8年度以降の町立小中学校のあり方を示していく予定なのか伺います。

#### ○番外（教育長野津浩一）

ただ今の、村上謙武議員の「小中学校のあり方に関する基本計画策定のプロセス」についてのご質問にお答えします。

まず、次期計画の策定にあたりましては、本町全体の課題として取り組むこととします。具体的には、教育委員会と庁内の関係各課の職員で組織する計画策定委員会を立ち上げて策定作業にあたります。そこでは、様々な影響や課題を調査する必要があるがございますので、説明会やアンケート調査などの方法により、町民の皆様の幅広い意見を集約し、協議検討を行いたいと考えております。計画案ができましたら、パブリックコメントを実施し、最終的には、町長と教育委員会委員で構成する「隠岐の島町総合教育会議」で協議のうえ、決定したいと考えております。

なお、現行の計画は、今年度で計画期間が満了となりますので、切れ目のない次期計画の策定を目指してまいります。本町にとりまして大変重要な計画でありますことから、慎重に策定作業を進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（村上謙武）

「基本計画作成のプロセス」については、理解をいたしました。

ただ、答弁の中で教育委員会と庁内の関係各課の職員で組織する「計画策定委員会」を立ち上げて、これから策定作業に当たりますという答弁でしたけど、そこでこの教育委員会と庁内の職員で組織する「計画策定委員会」は、もうすでに立ち上げがなされたのか。まだであれば、いつ頃を目途に策定立ち上げをするのかお伺いします。

#### ○番外（教育長野津浩一）

はい、正直申しまして、まだ具体的なその立ち上げの時期は決まってませんが、ひとつ今検討しているのがコンサルタントを入れて「計画」を作っていこうということ。

これは今後また、議会の中でもいろいろ報告をして、意見を伺いながらとなるとと思いますので、そうすると早くて9月ということになるかなと、組織の立ち上げですね。ということで今考えております。早くて9月という風に考えておりますので、よろしくお願いします。

#### ○8番（村 上 謙 武）

最初の質問でも申し上げたとおりですね。今回の「基本計画」の案を作成するためには、保護者や住民、学校現場の職員の皆さんと十分な意見交換を行い、課題の整理をするためには相当な時間と日数というのが必要かなというのは、想像をされるところであります。

これら、十分なそういった日数と時間を確保するためにも、スケジュールはこれから考えていくと思うのですが、まだその前提となる、先ほどのですね「計画策定委員会」、これもまだ組織の立ち上げがなされていないということを聞きまして、期間的にも非常にタイトで間に合うのかなと。

答弁でありましたように、今年度で計画期間が満了となるということで、切れ目のない次期計画の策定を目指しているという答弁だったので、動きが遅いなという風に感じているところでございます。

慎重に策定作業を進めるという、これは大前提ですけど迅速に且つ慎重にという、これを進めていただかないと来年度の計画の策定に間に合わないのではないかなという風に心配していますけど、その辺の危惧は教育長はされて、持たれてはいないでしょうか。

#### ○番外（教育長 野 津 浩 一）

心配される思うところでございます。

先ほど言いましたように重大なことですので、この切れ目のないというのは理想としながらも、今年度中に計画ができるかと言われると、なかなか厳しいものがあると思ってます。

それこそ慎重に作り上げることが、まずは優先される。時間をかけてでも作り上げることが優先されると思っておりますので計画完成する時期については、答弁ではこの今年度を理想とするという風な答弁ではございますが、現実はそのような風には感じておるのが本音のところでございますので、それが慎重な意見を聞きながら、作り上げる計画に繋がるといふ風には思っております。

#### ○8番（村 上 謙 武）

今後の「次期基本計画」の策定作業についてはちょっと心配をされるような、教育長の答弁でした。

二点目についてはこれで終わりたいと思います。

次、三点目の「情報公開のあり方」について伺います。

この学校の統廃合に関する情報提供については、徹底した情報公開と丁寧な地域住民との対話の場を設定することが不可欠ではないかと考えております。

また計画の初期段階から、きめ細かな情報提供を行い教育委員会等の行政機関と地域住民が共通認識を持ちながら、議論を深めることができる環境づくりも重要な点と考えております。そこで、今後の「地域住民等への情報公開のあり方」に関して、具体的な町教育委員会の方針についてお伺いいたします。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、村上謙武議員の「地域住民等への情報公開のあり方」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、行政機関と地域住民が共通認識を持ち、議論を深めることが重要であります。子どもたちにとって望ましい教育環境に対する理解が、お互いに深められるよう、地域住民や関係者の皆様に対しましては、必要に応じて情報提供を行ってまいりたいと考えております。

多くの皆様の考えに耳を傾け、より良い教育環境の実現に向けた次期計画を策定したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○8番（ 村 上 謙 武 ）

三点目の「情報提供」については、ちょっと気になると言いますか、この検討委員会の報告が公表されたのが今年の3月です。

それで、議会への周知と申しますか、公表内容が提示されたのが5月の臨時会の全員協議会でした。この検討委員会の公表については、新聞報道で我々も初めて知ったと概略の内容はそういったところがありまして、それが5月の臨時会の全員協議会以降、約1か月が経ちましたけど、その後、この件に関しては、議会に対して何も情報提供はなかったかと思っております。

そして、私も「検討委員会」のこうした結果の報告書、ホームページで確認したいなというところで、町の教育委員会のウェブページを検索するんですけど出てこないです。

ということは、町民の方はですね、議会に提示された情報、この検討委員会の報告書の内容も目に触れてはいないのではないかなという風に思っております。

先ほど教育長も本町にとってはこれからの「小中学校のあり方」については非常に大きな課題であり、かつ重要な課題でもあるという風におっしゃってます。議会もそういう風に受け止めておりますので、だからこそ町民へのきめ細かな情報提供、もちろん議会もですけど不可欠ではないかなと考えております。

そこで、これも1つの方法ですけど、そういった「基本計画」の内容や今後策定される、そういった基本計画の案等の作業の進捗状況が広く町民が共有できるようにするために、教育委員会のウェブサイトに「特設ページ」を設けて、本町の小中学校のあり方に関する資料をそこにすべて公開して、広く町民に情報を提供する。そこにアクセスすれば、町民の皆さんが「小中学校のあり方」に関して、町教育委員会が現在どういった作業をして、これからこういったスケジュールで計画をまとめて、将来の「小中学校のあり方」に関しての方針を示していくという、そういった流れが分かるようにすることも不可欠ではないかなという風に思っておりますけど、その辺のところについての見解を教育長に伺います。

#### ○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

基本計画策定状況を逐次、町民の方に発信をするというご意見ですかね。

基本計画策定段階に入りましたら、町民からどういう意見を頂いてるというようなことはアップできると思うんですけど、検討内容を、具体的な内容までを逐次、発信するのは難しいと思います。

ですので、先ほど申しましたとおり、そういった部分も必要に応じてこちらで発信していくと、媒体につきましては、皆さんが見やすいことを考えていかなければならないと思うんですけど、ホームページが一番の主流になるかと思うんですけど。またそういったところも発信の仕方についても検討はしていきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、再々質問になるかと思っておりますけど。

このホームページ、町の教育委員会のページに、直接の「小中学校のあり方」についてという、そこを設けるということを私は先ほど言ったわけですけど。

これからですね、町民の皆さん、特に郡部の皆様ですね。双方向の議論を尽くしていかないと、この計画を作って「はい、こうです」という風な浅い地域住民への説明とか意見を

聴取するそれだけで終わってしまうと、絶対にうまく進んでいかないのではないかという風に思っておりますので、何より、やはり「情報提供」ということが一番大事ではないかなと。現在7つの小学校と4つの中学校があります。そうした現状、それぞれの小中学校で現在、「児童生徒の数がこれだけですよ」というそういった客観的なデータをきちんと示す。5年後、10年後には多少の人数の違いはあるかもしれませんが、こういう学校規模になりますという、そういったところも議論をする上での共有するデータというのもやっぱり必ず必要になります。

10年前に比べて隠岐の島町の出生数は約40%も減少しています。これが回復するというのはちょっと難しい、よくて現状維持で推移していくという風に考えても、これから児童生徒の1学年の人数というのは、70人から80人の中で推移していくわけです。今の小中学校の数、これを維持していくというのは、かなり無理があるというのは町民の皆さん、地域の皆さん少なからずそういう風なことはもう理解されていると思います。その辺のところ、しっかり皆さんが課題をきちんと正しく認識した上で、今後の「小中学校のあり方」について議論を深めていくそのための情報を広く公開して欲しいという風に、先ほど私は言ったところでは。

ですから、「基本計画」の内容を逐一、できないところもおそらくあると思うんですけど、そういった情報というのは、教育委員会、役場の執行部の皆さん、議会だけが持つのではなく、そういったものを広く町民の皆さんも共有しながら、この島全体の問題としてこれから議論を深めていくと、そういう形で是非いつて欲しいんですけど。余りにも令和8年度以降の計画を間に合わせるためには、時間が余りにも少なすぎるのではないかと、そういう心配をしております。その辺は、教育長如何でしょうか。

先ほどの再質問と重複するんですけど、そういった基本的な本町の小中学校の教育現場で抱える課題、特に児童数、生徒数ですね。それから将来を見越したところの、そういった情報はみんなで共有すべきではないかという風に思います。

#### ○番外（教育長 野津浩一）

今、村上議員が言われたのは、一応すべてホームページに載ってるんですけど、あるんですけど、言われるとおりに確かに、それに辿りつくまでになかなか時間が掛かったり、見つけにくいという部分も耳に入っていますので、しっかりそこは改善するべきところだと思っておりますので、そこの改善も含めてデータとか今の状況は情報発信がしっかりできるようにした

いと考えてますので、よろしくをお願いします。

**○8番（ 村 上 謙 武 ）**

ただ今、情報を提供、公開に関しては、今後改善していくという答弁いただきましたので、これで質問を終わります。

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

ここで、14時45分まで休憩としたいと思います。

（ 本会議休憩宣告 14時35分 ）

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 14時45分 ）

一般質問を続けます。

最後に、1番：松山 貢議員

**○1番（ 松 山 貢 ）**

最初に、ここ議場の尊厳を前に申し上げます。

日頃から島を行政面から支え続けておられる池田町長はじめ、執行部の皆様、役場職員の皆様、関係各機関のすべての皆さん含め、心から敬意を表します。これより私、住民の皆様から負託を承った身として、この場に臨みます。

どうぞよろしくお願いします。

質問内容です。町制定の「第2次総合振興計画『後期基本計画』」に係る質問です。

①本計画内に福祉関連についての記述が少ないが、加茂地区に新設された福祉施設に島の理想の一部をみる。これについての検証と展望を示されたい。

②本計画内に、まちづくりプロジェクト(2)・(3)・(4)に関わる協定を結んでるモンベル社との現状までの推移と認識、展望を伺う。

③本計画に関わる戦略的リサーチ機能が行政内に不在、または薄いと捉えている。本計画の達成と展開を裏付け支える権能を持った組織を要すると思うが、見解を伺う。

まず、隠岐の島町発行の「第2次隠岐の島町総合振興計画」2020から2029における全体計画のうち、後半の計画にあたる「後期基本計画」令和7年度から11年度、令和7年3月発刊を、私は希望やときめきをもって読ませていただきました。

先ず、発刊までに携わられた方々に深く敬意を表します。

私の質問は、この「後期基本計画」以下「本計画」と呼びますが、この本計画に対し私と同時に多くの町民が希望と、ときめきをもっておられることを日々実感する中で捉えられることをベースとしております。

本計画の中の人口推計では、令和6年時点の島内人口13,293人の計画目標が示されております。8ページです。実際の人口は、令和7年で12,505人となっております。2018年、社人研推計では令和6年の人口は12,689人と示されており、この期間の推計を下回っているのが現状です。人口減には<sup>あらが</sup>抗えないとも感じられるこの現実、そして様々な社会情勢の中での本計画に希望を見い出したり、思いを強くする町民の感情があります。

この様な昨今、本計画の中には、「基本計画」そして「まちづくり重点プロジェクト」の章があります。

「第2次隠岐の島町総合振興計画『後期基本計画』令和7年から11年、76ページより。『目指すべき将来像の実現に向け、高い効果が期待される先導的な取り組み、複数の分野の連携が不可欠な取り組み、高い波及効果が期待される取り組みなどを、「まちづくり重点プロジェクト」に設定します。なお、まちづくり重点プロジェクトは、相互に関連し、まちの将来像を実現していく上での共通課題となる人口減少対策の取り組みを示すものであり、「第2期隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最重点プロジェクト』として位置付けられます。2020年から2029年の全体計画のうち、この「後期計画」は、全体計画、前年を経て検証を反映された上での、2025年から2029年の5年間を後半として見据えた、「希望を見いだす具体化させるビジョン」と捉えます。

この後期計画、「第2期隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最重点プロジェクトにおいての位置付けを踏まえ、島に暮らす日常の中で捉えられる事柄の中から三点を質問として取り上げます。

まず①番、本計画内に福祉関連についての記述が少ないが、加茂地区に新設された福祉施設に島の理想の一部をみる。これについての検証と展望を示されたい。

まず一点目は、本計画内の福祉の関連についてです。本計画では、「個々の希望に寄り添う少子化対策と、まちを支える人づくりプロジェクト」の項にて福祉についての思いあふれるプランが示されています。

読んでみますと、グループホーム、デイサービス等の関係についての記述があまりに少な

いようです。町内のグループホーム等の中には加茂地区に新設された施設が関心を集めているようです。この施設は町、行政関係の制度を活かしU・Iターンのご夫婦が中心になり設立、運営をされております。さらには、ご高齢でありながらも看護師の資格を活かされたお母様の活躍も、頑張っておられます。利用者は、高齢者、障がい者等、多様な個性を持たれた町民の方々です。子どもから大人まであらゆる年代の利用者は、デイサービスでありながらも暮らすように、この施設で過ごされています。

清々しい空気の中、生き生きとした表情が様々な画像、SNSなどで伝わってきます。古民家をリノベーションし、活かした運営の状況は自然に近い環境が相まって、利用者、スタッフに好感、好影響をもたらしています。さらに素晴らしい特徴として、プロ料理人もスタッフとして活躍されておられます。そしてその方を中心に利用者も一緒に調理し、時には季節の自然素材を皆で野山に摘みに出掛け、下ごしらえから調理まで行い、楽しく美味しく一緒に食べるというスタイルがあります。これは利用者自身がやりたいことを楽しみとして、生きがいへと昇華するプログラムでもあります。

さて、ここに昨今の日本、そして隠岐の島の理想の一部を見ることが出来ます。それは小規模とはいえ、この運営の様子は、高齢化社会、少子化、核家族化、人口減少、食料や食育の問題、農業、漁業、地域と人のコミュニティ、広域の福祉全体と、自然との関わりまでを考えさせてくれる示唆に富んだ現場、理想形の縮図と言えます。

質問として、町行政制度を利用したこの施設はさらに着目され、町内はもとより全国の施設の参考事例として隠岐の島町が誇れるこの様な施設についての見解を伺い、さらに併せて展望を町民へのメッセージとしても伺いたいと思います。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「加茂地区に新設された福祉施設についての検証と展望」についてのご質問にお答えします。

議員仰せの福祉施設につきましては、合同会社によって加茂地区に令和6年4月に開設された施設であります。

本施設は、新たな福祉サービスを生み出す拠点として、空家を再生した取り組みで、空家対策と福祉拠点の整備という異なる課題を、同時に解決する大変素晴らしい内容であると認識しております。

また、展開する事業は、従来別々の事業所で提供されておりました介護保険と障がい福祉

サービスを一つの施設で提供するものであり、島根県より「共生型サービスの指定」を受けております。

「共生型サービス」とは、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点を踏まえて、創設された事業であります。

本施設は、地域の実情に沿った事業運営により、高齢者の暮らしを豊かにするとともに、本町におきまして、初となる、放課後等デイサービスを提供し、障がいのある児童や、その世帯の拠り所となりました。また、多様な人材や地域の素材を生かし、施設の魅力を高められておられます。

現在、福祉事業におきましては、サービスの質の向上や、働き手の確保、処遇の改善などへの対応が求められており、事業環境は厳しさを増しておりますが、このような状況の中、新たな事業者がサービスを開始したことにつきましては、本町といたしましても、大変、心強く受け止めております。

社会福祉法人やNPO法人、合同会社など様々な事業所が、日々、安定的なサービスの提供と確保に取り組んでおられます。

本町といたしましては、引き続き、事業所に対する支援に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

#### ○1番（松山 貢）

町長のご答弁、後半のですね、「事業所に対する支援に取り組んでまいります」と、力強いメッセージとなりました。

今話しました事業所に限らず、町内における関連の、同様の施設についても同じように支援に取り組んでいただけるという解釈をしますが、よろしいでしょうか。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

事業所全体かというご質問でございますが、そのとおりでございます。

#### ○1番（松山 貢）

デイサービス等の利用者、事業者への着目が弱いことを少し指摘させてもらいたいと思います。役場に対する問い合わせに対してですね、施設利用者の状況はどうかということを問い合わせしたんですが、概ね、カバーできているというような感触のご回答でした。

私自身が、いろんな施設の方々、利用者の方、また、利用者家族の方々に伺いますと、いわゆる待機している状況があるという風な認識を聞いておりました、それが少なからず、100人、200人単位になるのではないかと、事業者、施設としての推計です、あくまで。

であれば、現状の行政で運営される施設、そしてプラス民間で営業されるこういった施設が、今の現状では足りないということになります。5年後、10年後についてはですね、さらにこの状況が悪化していこうという風に思います。

この認識をまずお伝えした上で、昨日行われました「まちづくりシンポジウム」では住民参加、各種組織参加の中で、こういった福祉施設自身のお話し合い対象としてのこういった施設が入っていませんでした。この分野の関係は、つまり意識にされにくい分野だと思うんですね。

見落とし、見落とされがちであると。というのは利用者自身、もしくは事業者自身から声を上げて発信しにくい業態、分野だろうという風に思います。当事者からは、なかなかそういった挙げにくい声ですから、サービス提供者側、つまりは行政側から救い上げる必要があるという風な背景を強く考えております。先ほど答弁では「支援」という言葉がありましたので、その言葉を頼りにいろんな事業者がですね、もうすでに「安心」という気持ちを浮かべながら、次の展開ですとか、そういった分野の勉強に進んでいくとかいうような希望が見えてくるんじゃないかという風に思います。

生活弱者を支える事業者、この重要かつ大きくなっていく、ここを救う、着目する行政の眼力が大事なんだろうと思います。支える人材、事業者、制度の育成、練度、実証の現場として生の情報をもって得られる現場としての状況が、この施設にはそろっています。

先般、6月2日、この施設を現場視察に来られました「公益法人日本離島センター」の方からのヒアリングによりますと、直接お伺いしましたが、同時に2名の国会議員さんも施設を視察に来られたそうです。

ご本人に伺いますと、ここは行政、住民、事業者の理想形の一つであると、可能性を強く感じる事を示されました。「日本の社会福祉問題解決のヒントとなる業態といえる。あわせて、開業後の経済的側面も同時に支えながらの併走をすることが、状況が続き、継続のための支えが必要であることは、町内すべての施設も同じ状況であると言えるでしょう」との見解でした。新規参入、ケア人材の確保へ向けた制度制定の最適化を行い、利用者、事業者、町民のやがて迎える将来の不安解消に向けた具体的な準備が必須と捉えます。

ますますの取り組み、期待を大いにいたしております。所見をお伺いします。

**○議長（安部大助）**

松山議員に申し上げます。

今の見解等含めて、この場におられる方皆さん理解されてると思いますけども、町長にどのような答弁を求めているか、そこをちょっと明確にさせていただいた質問を再度、よろしいでしょうか。

**○1番（松山貢）**

失礼しました。

こういった、業界を支え社会を支える人たちのために、将来的な取り組みがすでにもう必要だろうという風なことに対しての、取り組みへの所見といたしますか、そういったところをお伺いできればという風に思います。

**○番外（町長池田高世偉）**

今後将来に向けてどのような対応をしていくかということですが、最初の答弁にありますように継続して支援をしていきたいということをおっしゃっておりますが、今でも給与改善、待遇改善等に合わせて、今回の「物価高騰対策」についても、社会福祉法人、NPO法人には積極的にやっております。

そういった中で、お互いが、うちの担当部署、担当課長を通じて、すでに事業所との対話がされておりますので、今後も声を聞きながら対応していきたいという風に思っています。

**○1番（松山貢）**

今の答弁で、私自身もそうですが、いろんな事業者が一つ心配材料が薄れ、将来希望がまた見いだせた、そういった答弁だという風に捉えます。

次の質問に移ります。②番です。本計画内に、まちづくりプロジェクト(2)・(3)・(4)に関わる協定を結んでるモンベル社との現状までの推移と認識、展望を伺う。

この「後期計画」の「まちづくり重点プロジェクト」の中の「新しい人の流れづくりプロジェクト」、「働く場づくりプロジェクト」、「経済の好循環プロジェクト」これらの3つのプロジェクトに関わる質問です。

まず、この3つをプロジェクトとして取り組んでおられること、スタンス自身はすごく評価すべきことだという風に認識します。町民の強い関心を集め、長らく期待されてきたモンベル社との展開についての関連です。世界に誇る日本発祥のアウトドアメーカーであるモン

ベル社と本町は2020年1月29日に「包括連携協定」を結び、池田町長とモンベル創業者 辰野 勇会長との“決意の表れた笑顔の握手”が「広報 隠岐の島」に掲載され、多くの町民が大きな期待と希望を持って受け止めたセンセーショナルなニュースとなりました。

それまでの関係性の構築に向けた町長、そして執行部の皆さまの努力が一つに実った素晴らしい出来事でした。2025年の今、5年以上の歳月が流れるも、良好な関係と信頼を維持し続けられた今、助走期間として十分、満を持しての新展開を町民は期待しています。

町内のまちづくりの動きも進む中で、また他の島もショップ展開された状況、モンベル社の企業体、関連組織を含めた「社会インフラとしての組織」と言わしめる力と理念とを、流通業を超えた同社の企業力を今一度高く評価し、「後期基本計画」への新一翼を担っていただけるような町の施策を現実的に打っていただきたく重要性を訴えます。

すでに島全体に及ぶ「グランドデザイン」も同社から提示されておりながらも、連携契約当時とは異次元の社会情勢、変化、進化をした現在のフェーズの中で町の「後期基本計画」に合わせ、町民は「町長はモンベルとどんな夢ある世界をプランしてくれるんだろう」と待ちわびています。是非、これまでの助走期間、モンベル社との現状迄の推移と認識、そして展望、プランをお伺いしたく思います。

#### ○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、松山議員の「モンベル社との現在までの経過と認識、展望」についてのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、本町は令和2年1月に、株式会社 モンベルと包括連携協定を締結いたしました。その後、アウトドア活動を活用した地域振興を図るため、本町におけるアウトドアアクティビティの在り方を共に検討し、「隠岐の島町アウトドアツーリズム基本構想」を策定したところであります。

この基本構想を実行に移し、シーカヤックをはじめ、eバイクなどアクティビティ事業は充実しつつあります。しかしながら、株式会社モンベルよりご提案をいただきました各地域への拠点施設の整備につきましても、施設の老朽化や、施設整備後の担い手確保などの課題も多く、明確な施設整備計画の策定に着手できていないところであります。

一方、現在、西郷港周辺の整備事業の中で、モンベルショップ出店のご検討をいただいております。島のアウトドアアクティビティ施設の充実に向けた、地域の機運が高まることに期待しているところであります。

引き続き、株式会社モンベルと「包括連携協定」を締結している島前3町村、各観光協会、DMOとも情報共有を図り、アクティビティの充実に向けて施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○1番（松山 貢）

中盤の答弁にありました、「施設の老朽化や施設整備の担い手確保など課題」もとありました。

島中全般的に老朽化、やはり問題になって顕在化してきています。

施設の運営者、そして利用者、島外からの観光客を中心とした利用者、様々な意見が出ていると思います。一旦、それぞれを集約した形で、町行政にお届けしたいと思いますので、その辺の提言のようなことについて、受け入れていっていただく、そういったおつもりでおられるかどうか伺いしたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

再質問、施設の老朽化等に対しての、運営者からの提言等を聞く耳があるかどうかということによろしいですか。（松山議員 頷く）

今、うちの観光施設同時期に作って、合併前に作ったものでして、大変老朽化が激しく必要なものから修繕していかなければならない。そっちの方に大変、事業も掛かってますけども、優先順位を決めて取り組んでおります。計画的に老朽化の施設は整備して、必要なものは整備していきたいという風に考えてます。

#### ○1番（松山 貢）

必要に応じた取り組みをするという風に受けとめました。

最初の答弁を合わせて、非常に今までにない進化、展開を見出せるようなご答弁いただいております。

具体的な展開を見出せるような、そういった希望が湧いて出てきたかというように思います。是非、スケジュール感と計画性をお示しの上、住民の期待にお答えいただきたく、ときめきを持ってその計画をお待ちいたします。

島前3島との関係にも触れられましたけれども、島前3島同時での「包括連携協定の締結」に関して、当時、民間人としてコーディネートした私本人としても、隠岐諸島全般としての連動した動きということを非常に重要視しております。

隠岐諸島4島が一体となって、全国へ向けて、世界に向けての展開をすべき時期が、やが

て来るか、もしくはもうすでに来ているんじゃないかと言う風に思います。

今までの計画に固執せずに柔軟に取り組むんだという、今日、何回かの町長答弁もありました。私たち自身もですね、柔軟に時代性に追い抜かれないように、せめて追いつき、そしてさらに隠岐諸島独自の世界を作りあげていき、それが発信となって注目され、そして活性化に向き、地元の人たちも、そして子どもたちも元気になっていくというような展開を強く希望いたします。

そして、支えるためには民間人としての動きも、行政と連動した動きも、そして隠岐諸島となればDMOの関係ということも必要になってきます。モンベル社とも隠岐諸島4島はずで関係性を築き上げました。

これから具体的な展開へ向かう、そういったステップ、フェーズに向かっていくと思います。

もし、その辺の隠岐諸島についての全体を捉えたときのご所見があれば、ぜひお伺いしたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

隠岐4か町村での取り組みについて、どう展開して行くのかということだと思いますが、島前3町村のモンベルとの「包括連携協定」を結ぶときに、先に協定を結んでおいた我が町も召集といいますか、出掛けて来いということをごさいますして、4町村で今後展開していくということは、松山さんご案内のとおりだと思っています。

今後、今年度の事業計画にも、事業推移、DMOの中で計画があります。まだまだDMOの中でのモンベルとの事業は小さな事業ですが、今後DMOの中で発展をさせて行きたいという風に考えています。

#### ○1番（松山 貢）

モンベル社との具体的ショップ展開の話、そして隠岐諸島にわたる展開の話、強く受けとめました。

③番目の質問に移ります。本計画に係る「戦略的リサーチ機能」が行政内に不在、または薄い捉えている。本計画の達成と展開を裏付け、支える権能を持った組織を要するが、見解を伺う。

三番目の質問ですが、この「後期基本計画」をさらに厚く、強く実現されることを切に願う町民ですが、それは祈るほどの思いとなっていると考えます。実現に向けての実際の施策、

行動に移すにあたっては役場、行政一丸となり大変なる努力をもって取り組まれる事と考えられます。

正に全知全能を尽くして立ち向かう難関の連続と言えるでしょう。様々な課題に取り組む皆さんの姿を島民みんな見えています。

世の中を見渡すと様々な分野、企業、研究機関に於いて、「戦略的リサーチ機能」に権能を持って取り組む部門があり、組織、団体、自治体の行く先、方向性、目標、目的を見定めるための重要事項を戦略的に研究、リサーチし、現状、未来へと反映されています。

この様な「戦略的」に先がけて、「独自世界の創立」を、「優位性」とともに獲得すべく取り組む部門を行政として擁することができたら大変素晴らしいでしょう。

衰退の声が聞こえて止まない日本の中で、抗うかのごとく挑戦する町行政に老いも若きも期待し応援することと信じています。インフラ、エネルギー、環境、悠久の時を超えたこの島の時空結晶の世界を、将来にわたり支える礎を守り、見出し、発展させるための「戦略的リサーチ機能」を、行政内にまずは意識付け、それをしたうえで本計画の達成と未来の展開を計れたらと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、松山議員の「本計画にかかる『戦略的リサーチ機能』」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、一般企業が経営判断などを行う際に、様々な情報を収集し分析を行う「戦略的リサーチ機能」は非常に有効なものであると考えております。行政におきましても、政策の企画・立案・決定を行うため、的確な情報の収集と詳細な分析が必要であることは申し上げるまでもございません。

「隠岐の島町総合振興計画」の策定・見直しにあたりましては、町民の皆様や関係者の声を広く取り入れることを目的として、パブリックコメントやアンケート調査を実施し、現状の把握に努め、効果的な企画立案を目指しております。また、「隠岐の島町総合振興計画」の推進を図ることを目的として15名の委員による「隠岐の島町総合振興計画審議会」を設置し、必要な調査及び審議を行っているところでもあります。

現在、国におきましては、EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング＝これは証拠に基づく政策の立案）」という事だそうですが、推進されており、本町におきましてもこの考え方に基づき、より確実で実効性のある政策づくりを進めてまいります。

ご心配をいただきました、「戦略的リサーチ機能に権能を持って取り組む部門が必要では」という点についてであります。行政組織におきましては、定期的に人事異動が行われるため、民間企業のように調査・分析を専門とした職員を長期的に配置することが難しいという課題がございます。しかしながら、職員に幅広く多様な業務を担わせることにより、政策課題を多角的に捉え、バランスのよい判断能力を身につけることができるものと考えております。引き続き、職員の研修等を継続し、行政課題における調査・分析の能力を高めることで、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の着実なる推進を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○1番（松山 貢）

答弁の中に、行政組織のジレンマというものが伺えます。

組織の中にですね、新しい考え方の人事面も含めた影響のある組織を形づくることはなかなか難しいことだと私も捉えます。

ですから、まずは「意識づけ」の部分からがスタートという風に思います。そして答弁の中に、町長自身の強いリーダーシップを感じます。ますます期待できるという風に捉えました。

そして、本計画と現体制での様々なプロジェクトへの取り組みの現状を冷静に捉えてみたいと思います。様々な基本理念、それから取り組み、いろんな課題がある中で、すべての内容において、戦略的リサーチを意識としても、組織としても「行動原理」であるという風に考えます。まず、この認識についてお伺いしたいと思う。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

質問としては何を捉えていいですか、答えとしては、要するに言いたいことは分かるんですけど、我々はさっき言ったように「戦略的リサーチ機能」は十分必要であって、調査研究、それから行動に移す、これを繰り返しやっていくことで計画を実施していきたいと思っております。これで、質問の内容にあってるのかちょっと分からんもんですけど、もう1回質問の方を。

### ○1番（松山 貢）

失礼しました。

「戦略的リサーチ」自身としての認識として、それが組織としての「行動原理」であるかどうかという認識についての所見をお伺いしたい。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

分かりました。

「戦略的リサーチ機能」が組織的な部分でどう捉えていくのかということはずいぶん、当然1つの計画を実施していくために、組織として集団的に解決していくべきであると思っていますし、そのための研修も必要だと思っていますので組織的に、組織的と言っても、この段階、ステップじゃなくて全員でその計画を共有して判断する。

また、そのために「審議会」がありますので、審議会の意見を取り入れ組織的に今後の企画、立案に活かしていくという風に考えています。

## ○1番（松山 貢）

今、町長から「理念」にかかる部分の、はっきりした認識を伺いました。共通認識という風に、議会、私自身も町民も共有できると思います。で、そういった固い話もしながら、一方では町長が決められたこと、決めたことにしがみついて進めるだけではなくて、できることから一歩ずつやっていくんだと柔軟性を示されました。

固い理念のもとにも、柔軟性を失わないというフレキシブルなこの発想が、今の世の中に生きていくのに一番重要なんだろうという風にも思います。つまり、ニュートラルな視座で見つめ、先見的リサーチ機能を発動し、独自見解を得た上で、すべてに対処することが最善だと最適解だという風に捉えます。

町内においてはですね、案件としても、課題としても、これから先もそうですが、いろんなものが関わってくるだろうと。つまり、そういったことに対処するにあたっての、先見的な意識づけのところから、私もそうですが、住民もそうですが、行政としての意識づけしていただければ、対処の段階になったときのスピード感が全く変わってくるだろうと。

例えば、先ほどモンベル新展開にありましたけども、既にいろんなリサーチされていることとは思いますが、展開を予測した上での、次の一手、次の十手までを、もし描いておられたとすれば、次の展開は早いと思うんですね。町長おっしゃるように、コンセンサスが得られればということでしたけども、そこから考え始めますということではないと思うんです。

当然それまでの準備があって、合意形成になったならば怒涛のごとく進んでいきなり、より慎重になっていきなり、ニュートラルな視座で判断していくと、そういった姿勢が結果的にはスピード感ある行政、町政、島づくりに繋がっていくんだろうと思います。

次世代へ向けての、こういった姿勢についてですね、町長が伝え続けていってくださると

いうことを期待したいと思いますが如何でしょうか。

#### ○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

計画、実施の中で、常に先見的な目を持って対応していくことが、的確な事業のスピード感を持った事業の展開になる。だけど、それについて自分がどう思うかということだと思いますが、自分自身も常に課題を投げかけられた時、次の一手という、先ほど言われたように、この場合はどうなるという、次の施策は描いています。

特に難しい問題については2通りを描きます。

こっちにいったらどうなるのか、こっちにいったらどうなるのか、やはりそれを考えておかないと、町民の皆さんと話しをした時に、その場で答えることができませんので、ある程度、自分はそういった形で、次の一手といわれる部分は、次の施策を考えているつもりです。それが、次のスピード感を持った事業展開に繋がると思っております。

こういったご質問をいただいたことによって、今日、私も課長も、また職員の皆さんも、自分たちの事業展開の中で、次のことを常に描きながらということは、また職員一人ひとりが感じたことと思っております、今後もそういった形で進めたい、そのように思います。

#### ○1番（ 松山 貢 ）

朝からですね、重たいテーマもありました。

具体的、迫った問題もありました。その中で、希望を見出したいという、いろんな質問も答弁もあったと思うんです。町民含め、議会も含め、当然私自身も含めてですね、何がしかの希望を生み出しながら一歩進んでいこうという風な思いでいます。

町長の柔軟な、まず「できること一歩から」とお言葉、すごく良い礎になっているんじゃないかという風に捉えます。そして、子どもたちに向けてのメッセージも添えてもらったと思っております。

我々議会も、私自身も、島の問題に取り組み、課題を見つけ前向きに進んでいきたいと思っております。こう申し添えて、質問を終わります。

#### ○議長（ 安部 大助 ）

以上で、松山 貢議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

6月24日は定刻より「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

( 散 会 宣 告            1 5 時 3 2 分 )

以 下 余 白